

平成21年12月4日

資 料

(個人所得課税[地方税])

個人所得課税(とりまとめに向けて)[地方税]

- ① 所得税が扶養控除の廃止、成年障害者等扶養控除(仮称)の創設を行う場合、税体系上の整合性の観点から、住民税も同様の対応をとることが適当。

【参考】

- ・ 住民税・所得税の扶養控除を見直した場合の他制度への影響について

※住民税の非課税限度額について

- ・ 住民税には、標準的な生活保護基準額を基礎としている非課税限度額の仕組みがある。
- ・ 住民税の扶養控除の廃止によって、住民税の課税最低限が低下するが、非課税限度額があるため、扶養控除を廃止しても、課税対象者は低所得層には拡大しない(所得税の「現在非納税者の方については、引き続き非納税者となるよう措置を講ずること」については、住民税では措置済み)。
- ・ また、非課税限度額については、子ども手当の生活保護制度における取扱いを踏まえ、今後、検討する必要がある。

- ② 所得税において、配偶者控除、給与所得控除、特定扶養控除の見直し、公的年金等控除などの年金課税の見直し等を、平成23年度改正以降において取り組む場合には、住民税でもそのあり方を検討することが適当。

住民税・所得税の扶養控除を見直した場合の他制度への影響[未定稿]

課税総所得金額、税額(非課税か否かも含む)等を活用している制度に影響あり。

(税関連) 国民健康保険税[地方税]

住民税額等を活用した算定方式を採用している団体は3団体のみ(来年度2団体の見込みであり、個別地方団体での対応が可能)。

(その他)

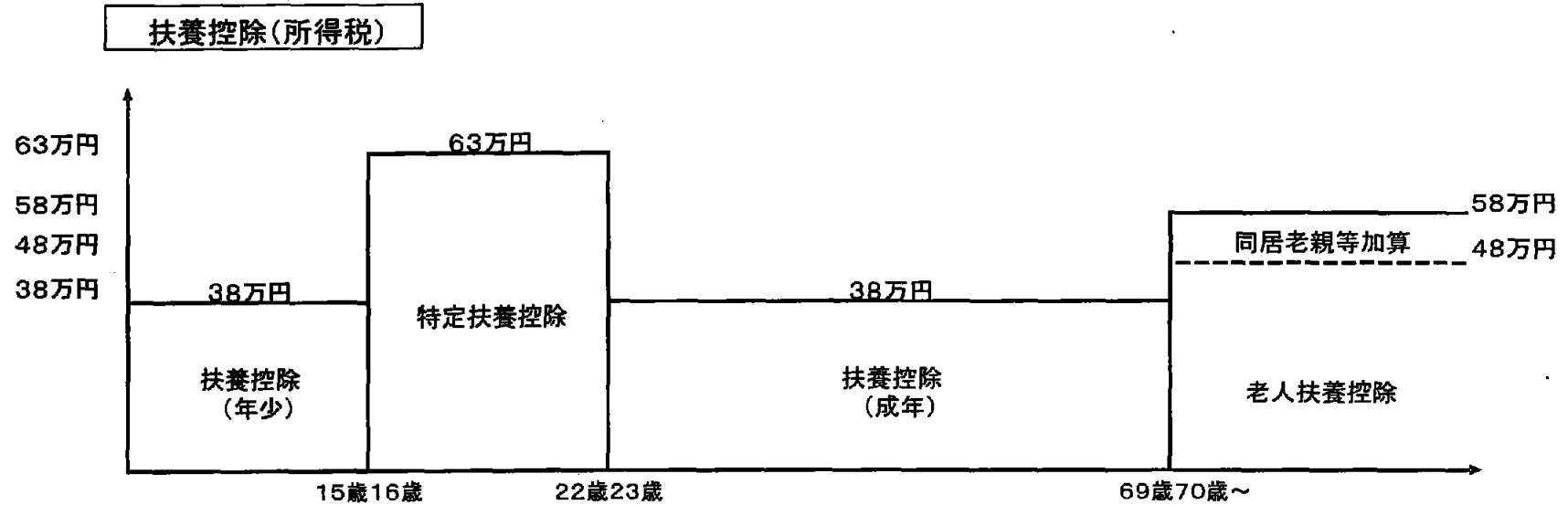
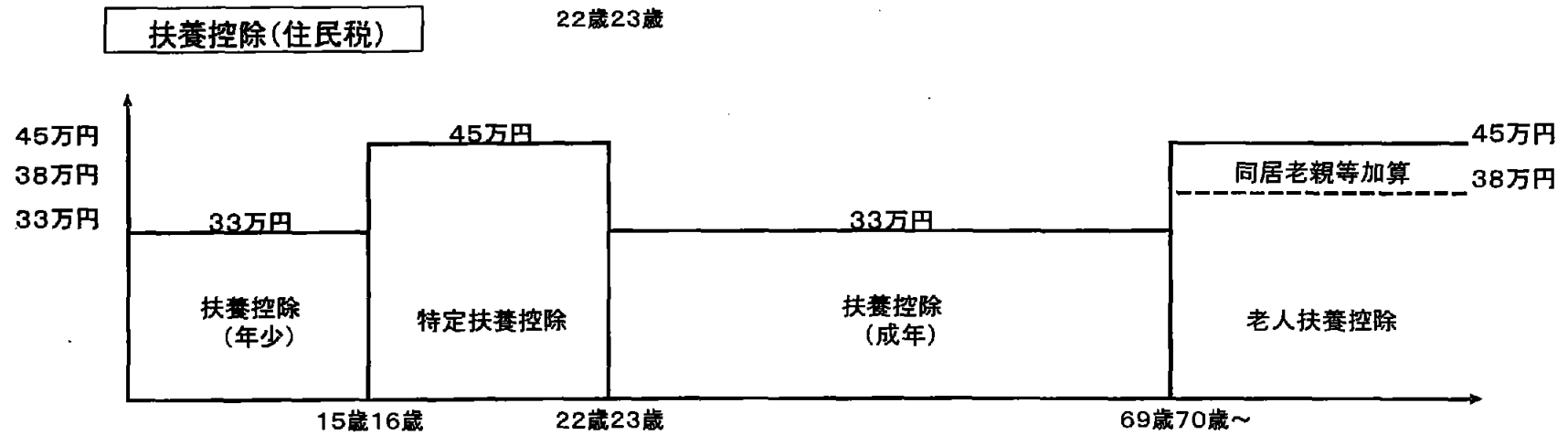
関連制度	住民税	所得税
私立幼稚園就園奨励費補助	○	
高等学校交通遺児授業料減免		○
国民健康保険制度(保険料等)	○	
後期高齢者医療制度(自己負担)	○	
障害者自立支援制度(自己負担)	○	
障害福祉サービス等の措置入所・利用(自己負担)	○	○
精神障害者措置入院費(自己負担)		○
保育所の保育料		○
児童入所施設への入所(自己負担)	○	○
助産施設における助産の実施(自己負担)	○	○
養護老人ホームへの入所措置等(入所措置要件等)	○	○
軽費老人ホームの利用(自己負担)	○	○
小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付(自己負担)	○	○

関連制度	住民税	所得税
未熟児養育への医療費給付(自己負担)	○	○
小児慢性特定疾患研究事業による治療研究に係る医療費の支給(自己負担)		○
結核児童への療育費給付等(自己負担)	○	○
肝炎治療費(自己負担)	○	
特定疾患治療研究に係る医療費の支給(自己負担)		○
難病患者等居宅生活支援(自己負担)		○
ハンセン病療養所非入所者給与金	○	
原爆被爆者家庭奉仕員派遣		○
訪問介護利用被爆者助成		○
職業転換給付金		○

※各府省からの聞き取りによる。国民の負担に直接影響があるもの。
 ※その他、児童扶養手当等扶養親族の数等を活用している制度もある。
 ※さらに、住民税額等を活用している地方団体独自の制度もある。

各制度における対応策は、税源移譲時など従前の例と同様、制度所管府省において検討

扶養控除の概要



参 考 资 料

民主党政権政策Manifesto(抄)

〔政策総論1〕

税金のムダづかいと天下りを根絶します。

●租税特別措置などを見直す

公平で透明な税制を創る	○不透明な租税特別措置を全て見直して、効果の乏しいもの、役割を終えたものを廃止する。 ○「控除」から「手当」へ転換するため、所得税の配偶者控除・扶養控除を廃止し、「子ども手当」を創設。	2.7兆円
-------------	---	-------

※特定扶養控除、老人扶養控除、障害者控除等は存続させる。年金税制について公的年金等控除拡大・老年者控除復活を実施するので、配偶者控除を廃止しても、年金受給者の税負担は軽減される。

〔政策総論2〕

中学卒業まで、1人当たり年31万2000円の「子ども手当」を支給します。

【政策目的】

- 次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する。
- 子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくる。

【具体策】

- 中学卒業までの子ども1人当たり年31万2千円(月額2万6千円)の「子ども手当」を創設する(平成22年度は半額)。
- 相対的に高所得者に有利な所得控除から、中・低所得者に有利な手当などへ切り替える。

【所要額】 5兆3,000億円程度

民主党政権政策INDEX2009(抄)

〔子ども・男女共同参画〕

○月額2万6000円(年額31万2000円)の「子ども手当」創設

次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを応援する観点から、所得税の扶養控除や配偶者控除を見直し、子ども手当を創設します。子どもが育つための基礎的な費用(被服費、教育費など)を保障するため、中学校卒業までの子ども一人あたり、月額2万6000円(年額31万2000円)を支給します。

民主党税制抜本改革アクションプログラム(抄)

3. 各税目における改革指針

(1) 所得税・相続税

① 所得税

産業構造の変化、雇用の不安定化、これらに対する政府の無策から格差の拡大が進行している。加えて、国際金融危機などに端を発する急速な実体経済の悪化の中で、社会的弱者が一層厳しい状況に追い込まれ、格差は今後さらに拡大する可能性が大きい。特に、下への格差拡大を食い止めることが喫緊の課題である。

これまでの所得税制において、格差拡大の是正のための所得再分配機能回復策として最高税率の引き上げによる累進性の強化が必要と言われてきた。しかし、担税力の高い者ほど納税する場所を自ら選択できるような状況の中で、最高税率を引き上げるとは、再分配機能の回復策として実効性に乏しい。むしろ所得再分配機能の強化のためには、現行の所得控除を手当や税額控除等に転換することの方が、実効性が高い。

現行所得税の所得控除制度は、結果として、高所得者に有利な制度となっている。なぜなら同額の所得を収入から控除した場合、高所得者に適用される限界税率が高いことから高所得者の負担軽減額は大きくなる一方で、低い税率の適用される低所得者の実質的な軽減額は小さくなるからである。例えば、扶養控除(一般)は子育て支援の機能を有しているが、同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える減税になるのに対して、低所得者では2万円の減税にもならない。

これに対する答の一つが、民主党がかねてから提唱してきた「所得控除から手当・税額控除へ」である。手当は相対的に高所得者に有利な所得控除に代えて現金給付を行うものであり、定額の給付であることから相対的に支援の必要な人に実質的に有利な支援を行うことができる。

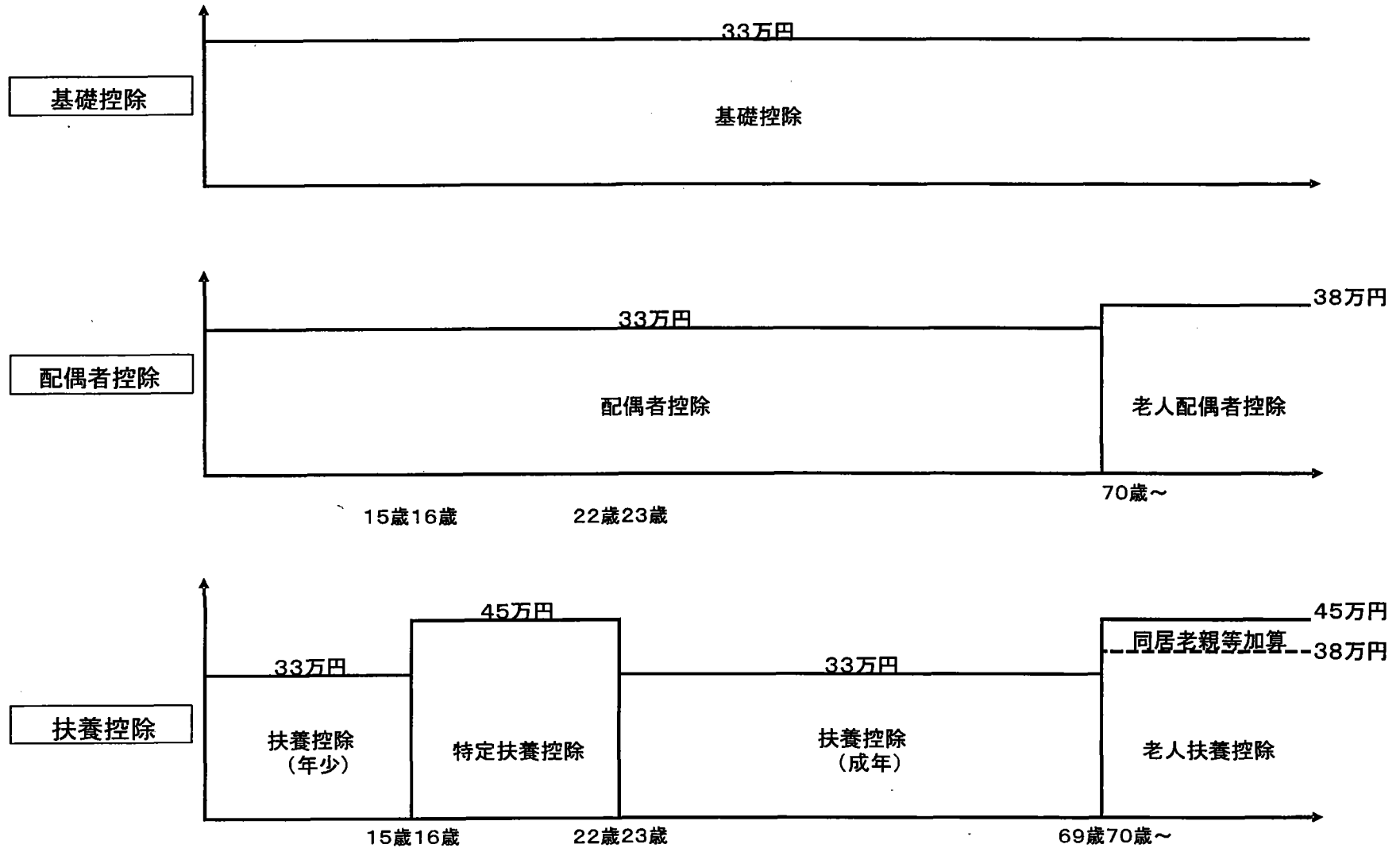
個人住民税の人的控除の概要・所得税との比較

		創設年 (個人住民税)	対象者	控除額		減収額		
				個人住民税	所得税	個人住民税	所得税	
基礎的 な 人的 控 除	基礎控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人	33万円	38万円	1.8兆円程度	1.8兆円程度	
	配偶者控除	控除対象配偶者	昭和41年度 (1966年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	0.5兆円程度	0.6兆円程度
		老人控除対象配偶者	昭和56年度 (1981年度)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	38万円	48万円		
		(同居特別障害者加算)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	50億円程度	(200億円程度) ^(注)
	配偶者特別控除	昭和63年度 (1988年度)	・生計を一にする配偶者で、かつ、控除対象配偶者に該当しない者	最高33万円	最高38万円	300億円程度	300億円程度	
	扶養控除	扶養親族	昭和37年度 (1962年度)	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	33万円	38万円	0.6兆円程度	0.8兆円程度
		特定扶養親族	平成2年度 (1990年度)	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	45万円	63万円	0.2兆円程度	0.5兆円程度
		老人扶養親族	昭和48年度 (1973年度)	・年齢が70歳以上の扶養親族	38万円	48万円	0.1兆円程度	0.2兆円程度
		(同居特別障害者加算)	昭和58年度 (1983年度)	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+23万円	+35万円	80億円程度	(200億円程度) ^(注)
		(同居老親等加算)	昭和55年度 (1980年度)	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+7万円	+10万円	200億円程度	300億円程度
特別な 人的 控 除	障害者控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	26万円	27万円	0.1兆円程度	0.1兆円程度	
		(特別障害者控除)	昭和43年度 (1968年度)	・上記の者が特別障害者である場合	30万円			40万円
	寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	・次のいずれかの者 ①夫と死別した者(本人の年間所得500万円以下) ②夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者	26万円	27万円	300億円程度	100億円程度	
		(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	+4万円			+8万円
	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	・妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者(本人の年間所得500万円以下)	26万円	27万円			
勤労学生控除	昭和37年度 (1962年度)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者(本人の年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下)	26万円	27万円	1億円程度	10億円程度		

※1 個人住民税の減収額は、「平成20年度市町村税課税状況等の調」により算出
 ※2 所得税の減収額は、平成21年度予算ベースを基に推計(財務省資料より)

(注) 同居特別障害者加算に係る減収額は、配偶者控除及び扶養控除の合計

現行の基礎的な人的控除の概要(個人住民税)



※ 障害者控除: 本人、配偶者、扶養親族が障害者である場合には、(基礎控除、配偶者控除や扶養控除に加え、)26万円の所得控除。

個人住民税の特定扶養控除

○ 所得税において扶養控除の割増控除として特定扶養控除が創設されたことと併せて、住民税でも特定扶養控除を創設。
※ 所得税はH元から、住民税はH2から適用。

○ 控除額は「住民税の一般扶養控除（33万円）＋所得税の割増控除額×概ね50%」。

（単位：万円）

個人住民税	H1	H2	H3～H4	H5	H6	H7～H9	H10	H11	H12～
特定扶養控除	—	35	36	36	39	41	41	43	45
一般扶養控除	28	30	31	31	31	33	33	33	33
割増額	0	5	5	5	8	8	8	10	12

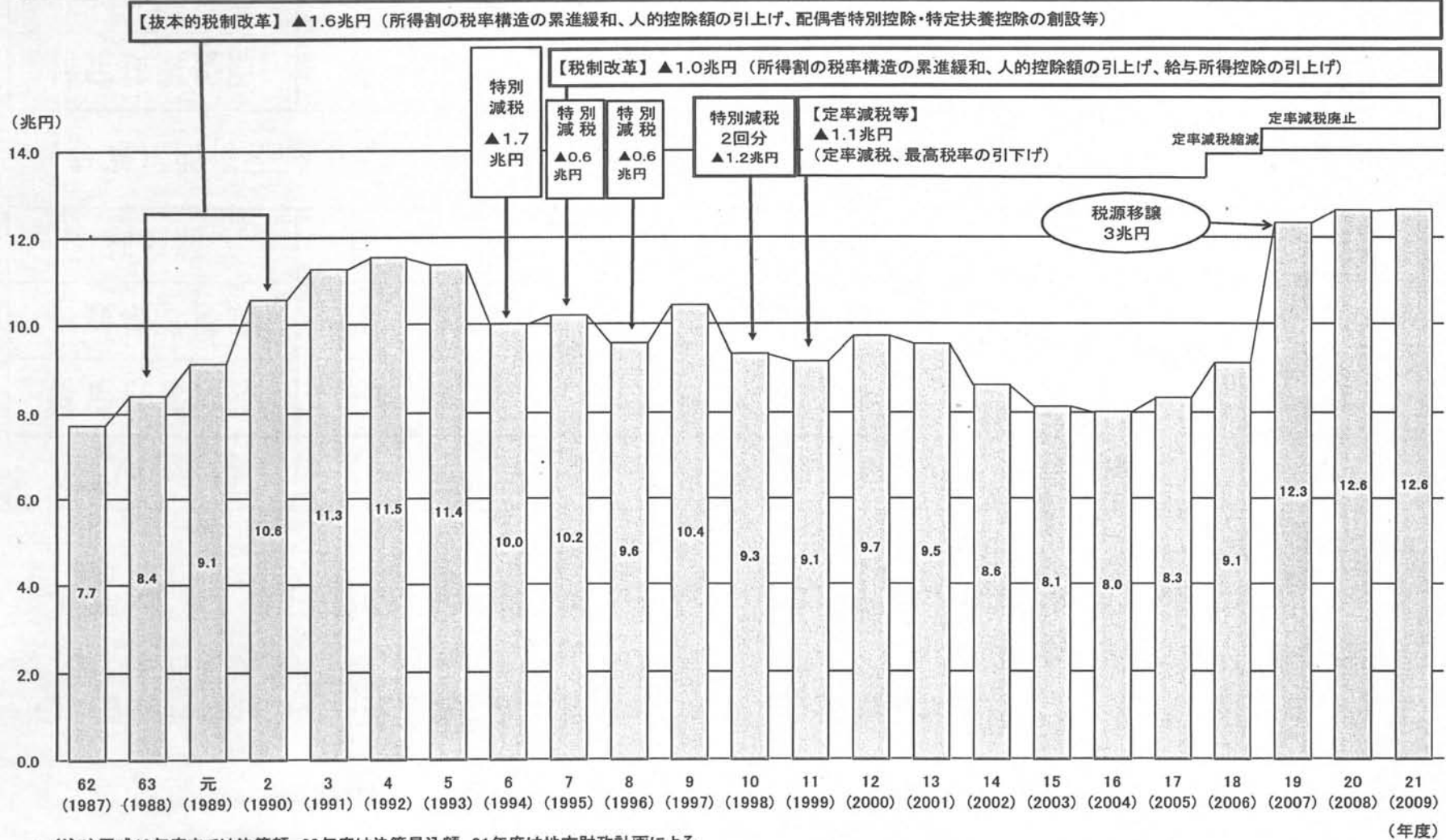
（参考）所得税

特定扶養控除	45	45	45	50	50	53	58	63	63
一般扶養控除	35	35	35	35	35	38	38	38	38
割増額	10	10	10	15	15	15	20	25	25

※住民税は所得税の一年遅れで適用

個人住民税の主な改正と税収の推移

- 税率構造の見直しや人的控除額の引上げなど、所得税と同様、累次の負担軽減措置が講じられてきた。
- 平成19年度には、所得税から個人住民税への3兆円の税源移譲が行われている。



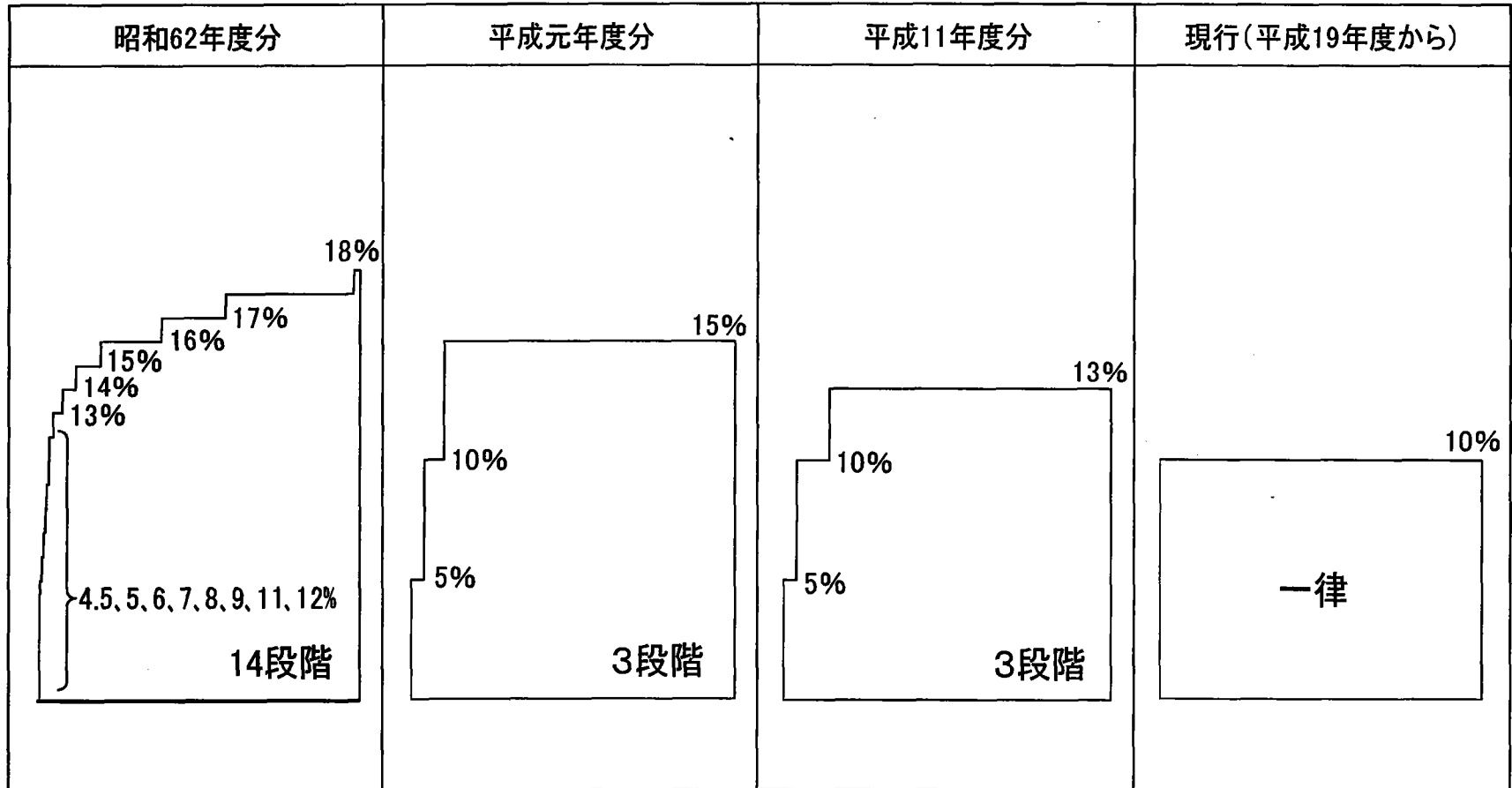
(注1) 平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画による。

(注2) グラフ中の税制改正による増減収見込額は、平年度ベースの金額である。

個人住民税所得割の税率の推移(イメージ図)

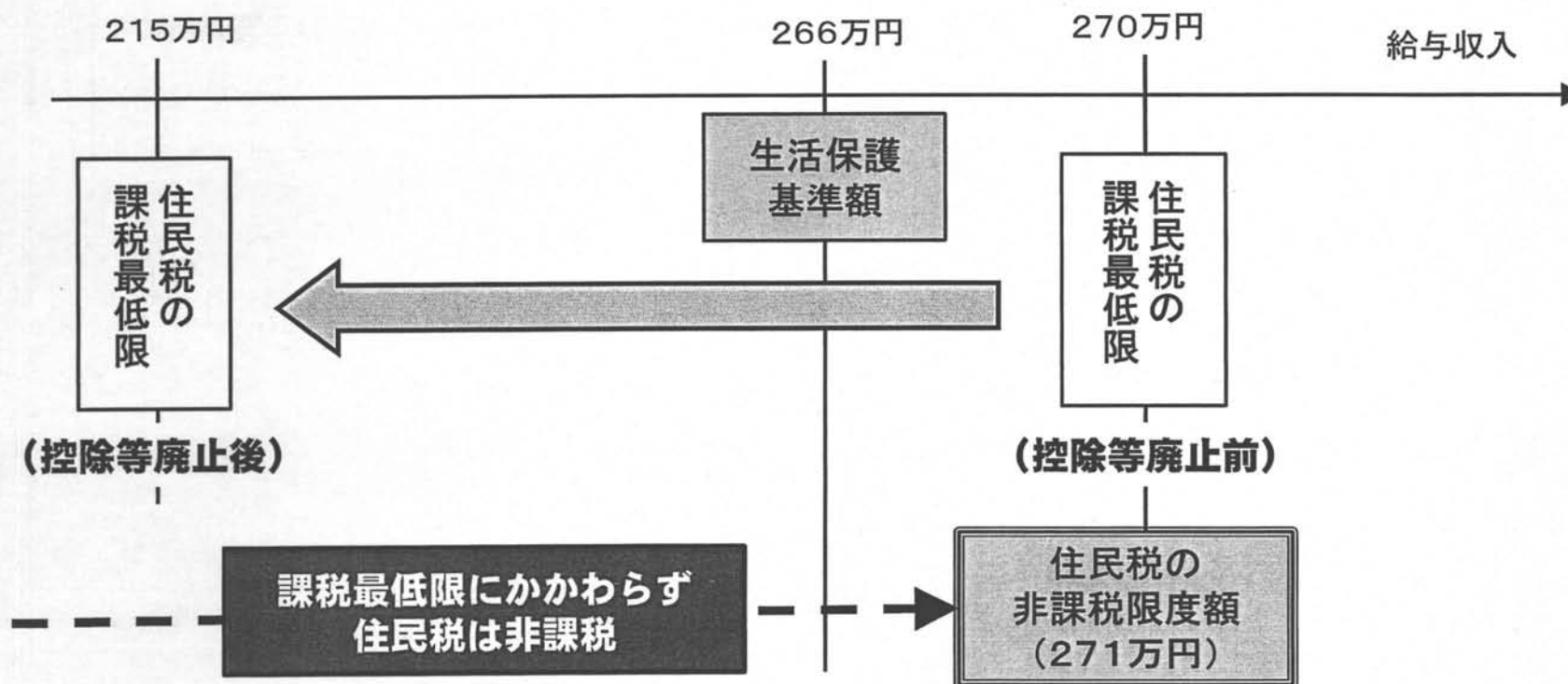
- 昭和62年度当時の個人住民税は、4.5%～18%の14段階の税率構造。
- 現在は一律10%の税率構造。

個人住民税



住民税の扶養控除を廃止した場合の課税最低限等への影響

※夫婦2人の場合(妻は配偶者控除の対象者、子の一人は特定扶養控除の対象者)の例。住民税の非課税限度額は所得割の場合の金額。

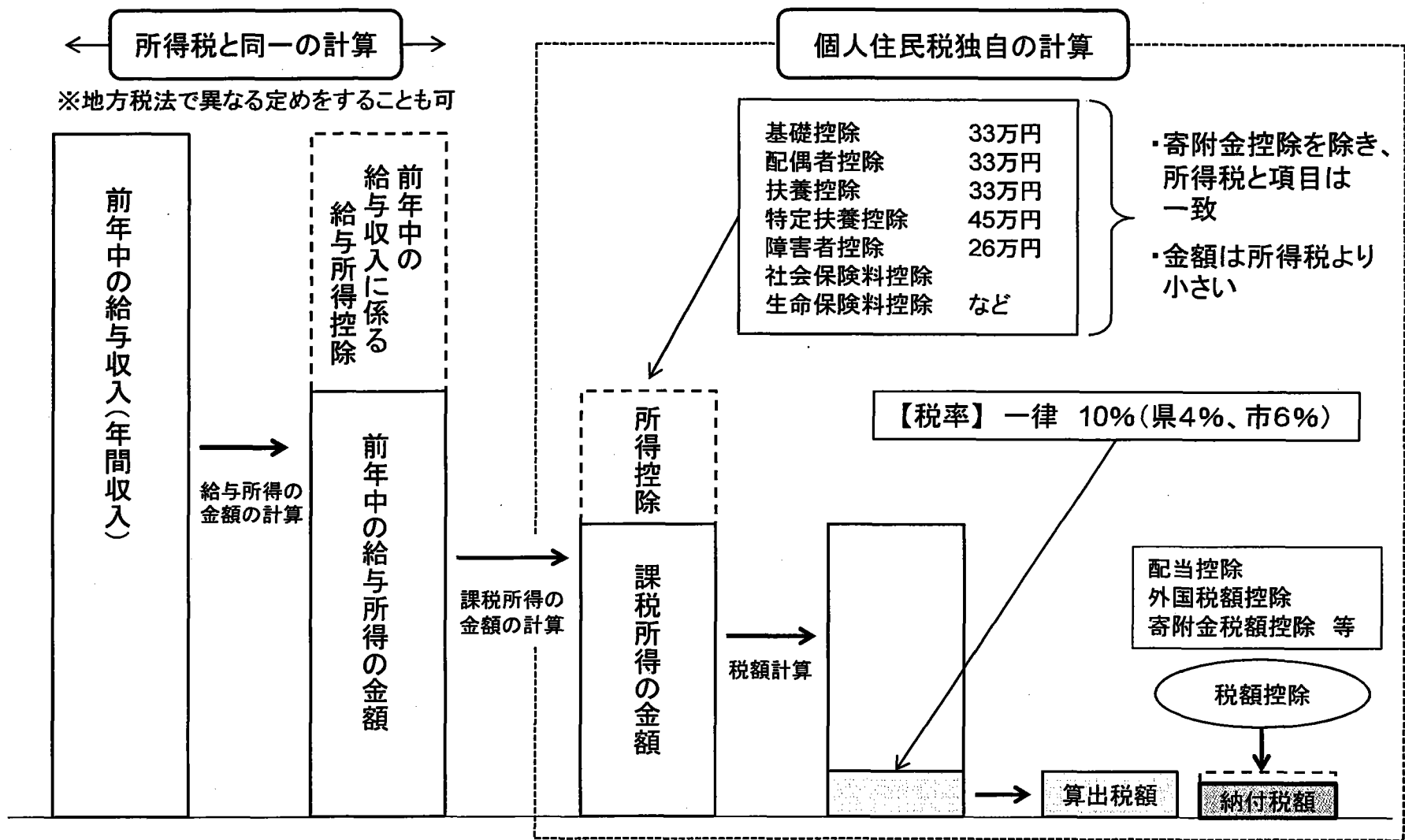


住民税の扶養控除が廃止されても、現行と同じく、271万円以下の収入の者には課税されない。そのため、住民税の非課税を用いている制度(＜例＞参照)に影響は生じない。

＜例＞ 私立幼稚園就園奨励費補助(基準額・第一子の場合)
住民税所得割非課税世帯(均等割のみ) → 116,300円

住民税所得割課税世帯(税額34,500円未満) → 88,400円

給与所得者の個人住民税所得割額計算のフローチャート



その他の所得控除制度の概要(個人住民税)

控除の種類	概要	控除額の計算方法
雑損控除※	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)×年間所得金額×10% ②災害関連支出の金額-5万円
医療費控除※	納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left(\begin{array}{c} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right) = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額200万円)}$
社会保険料控除※	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除※	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合に控除	①支払った生命保険料に応じて一定額を控除(最高限度額3万5千円) ②支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除(最高限度額3万5千円)
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った保険料の金額の2分の1の金額を控除(最高限度額2万5千円)

(注) ※の4つの控除は、所得税と全く同様の計算方式としている控除

平成 21 年 12 月 4 日

資 料

(市民公益税制)

市民公益税制（とりまとめに向けて）

【要望】 特定非営利活動法人(NPO 法人)の、初回の認定申請における実績判定期間の特例(2年と5年の選択制)の1年延長

- ・ 要望を認める方向で検討。

【要望】 認定 NPO 法人の申請書類の明確化等による認定手続きの簡素化

以下の措置を含め、申請書類の削減などによる認定手続きの大幅な簡素化を検討。

- ・ 認定申請時及び各年度の提出資料のうち、当該 NPO 法人が所轄庁にも提出しているものは、所轄庁から国税当局に送付してもらうこととし、NPO 法人から国税当局への提出は不要とする。
- ・ 現在、認定申請時各年度に提出を求めている寄附者リストについては、初回申請時のみ提出を求めることとし、その後の各事業年度分については、作成・保存(5年間)を求めるに止め、国税当局への提出は不要とする。
- ・ 審査体制、事前相談窓口などの拡充を図る。

【要望】 認定 NPO 法人の審査期間の短縮

- ・ 標準処理期間(6カ月)を定め、公表することを検討。

【要望】 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充(①適用下限額の引き下げ)

- ・ 要望を認める(寄附の増加の効果を検証)。

【要望】 認定 NPO 法人のみなし寄附金控除限度額の引上げ

- ・ 他の公益法人制度のみなし寄附金限度額にも影響が及ぶため、公益法人制度全般にわたる幅広い見直しが不可欠。

【要望】 研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金にかかる指定寄附金制度の創設

- ・ 研究開発法人と独法改革の関係を整理した上で、指定寄附金化することの効果等について十分な検討が必要。

【要望】 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充(②年末調整対象化)

- ・ 執行面の問題などを十分に検討する必要。

【要望】 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金にかかる税額控除制度の創設

- ・ 特定の団体への寄附のみ税額控除化することの適否につき、慎重な検討が必要。

- 上記4要望については、寄附税制や公益法人等に対する課税制度の全般にかかわってくることや、政府全体の課題である「新しい公共」を確立するための取組みが求められていることを踏まえ、23年度改正に向け、税調にプロジェクト・チーム(市民公益税制に関するPT)を設置し、専門的、総合的な見地から検討を深めていくべきではないか。

平成 21 年 12 月 4 日

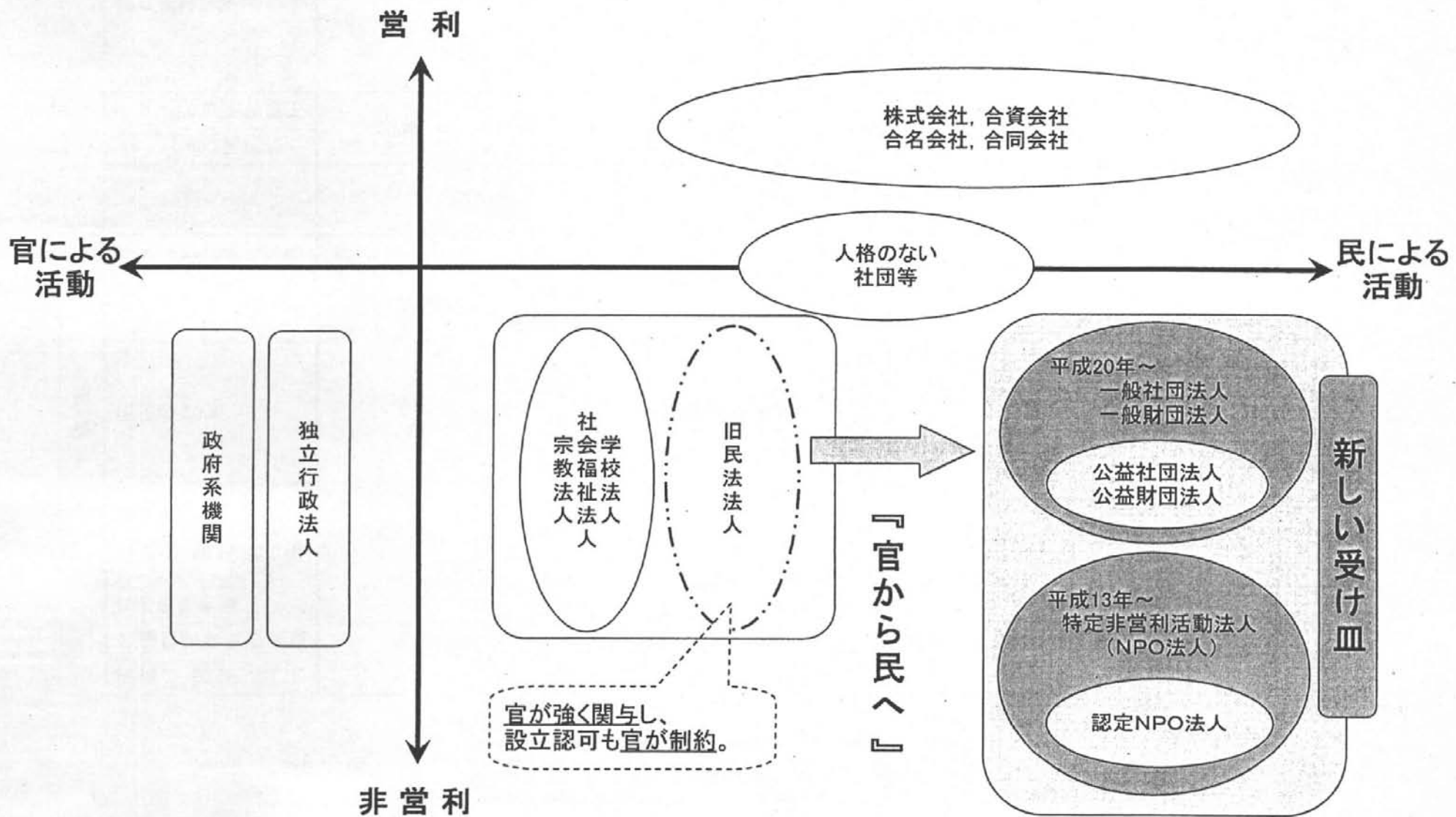
参 考 資 料

(市民公益税制)

目 次

・ 非営利活動のための法人制度の概要	1
・ 公益法人等の所得に対する課税	2
・ 認定NPO法人の実績判定期間の経過的特例について	3
・ 認定NPO法人の申請時提出書類	4
・ 認定NPO法人の年次報告書類	5
・ 認定NPO法人制度の認定要件等の見直し	6
・ 寄附税制の概要（国税）	7

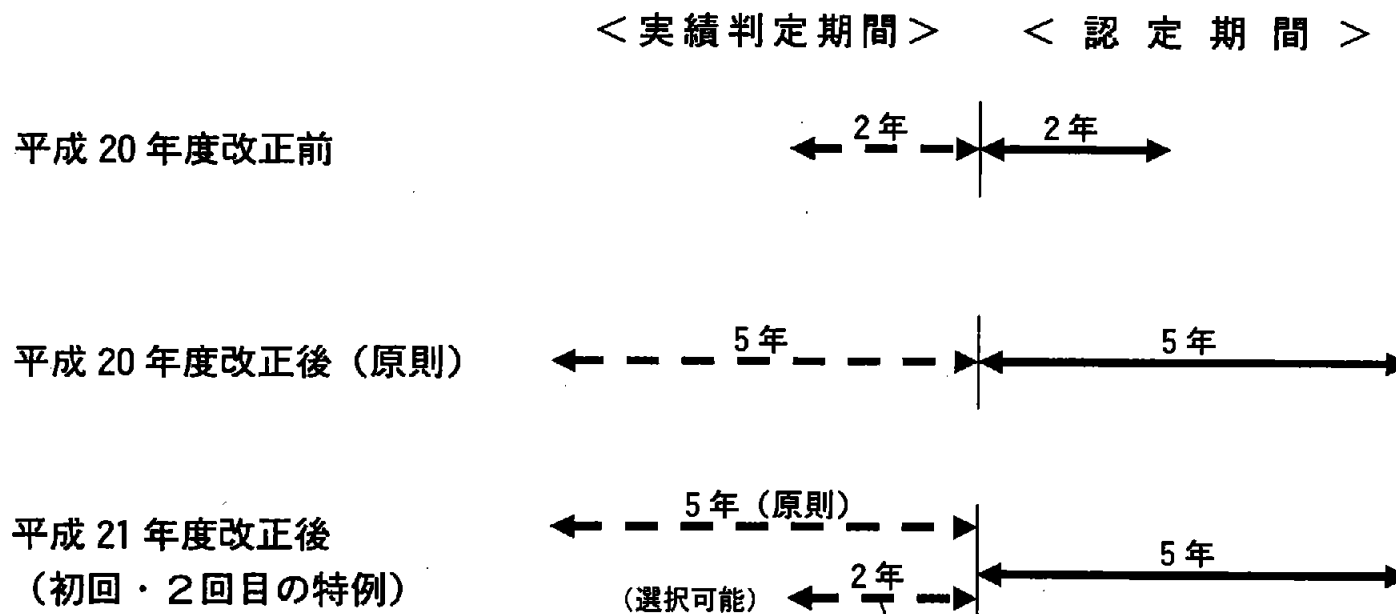
非営利活動のための法人制度の概要



公益法人等の所得に対する課税

みなし寄附	所得の 50%、ないし 公益目的事業の実施 に必要な金額					公益社団法人 公益財団法人
	所得の 50%、ないし 年 200 万円				学校法人 社会福祉法人 更生保護法人	
	所得の 20%			認定 NPO 法人	宗教法人 独立行政法人 日本赤十字社 特例民法法人 等	
	なし	一般の法人(株 式会社等)	一般の中小法人 一般社団法人 一般財団法人	非営利型の一般 社団・財団法人 NPO 法人		
課税ベース		全事業		収益事業課税		収益事業課税 公益事業非課税
税率	800 万円超	30%	30%	30%	22%	30%
	800 万円以下		18%	18%	18%	18%
設立手続き等	登記により設立		認証により設立(NPO)	根拠法に基づき公益事業を実施 (認可等)		公益認定を受け た事業を実施 (認定)

認定NPO法人の実績判定期間の経過的特例について



平成 20 年度改正時点において、認定期間を5年としたことに合わせ、実績判定期間も5年としたが、実績判定期間が2年間であることを前提に申請の準備をしていた法人に配慮して21度改正で措置（1年間の措置）

【要望内容】 初回申請における実績判定期間の特例（2年間も選択可）を延長

認定 NPO 法人の申請時提出書類

法定提出書類	認定要件の確認のため 提出を求めている書類(注2)	(参考) 提出を求めている理由
<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書 ※ <u>事業報告書</u> ※ <u>財産目録</u> ※ <u>貸借対照表</u> ※ <u>収支計算書</u> ※ <u>役員名簿及び社員のうち10人以上の者の氏名・住所を記載した書類</u> ※ <u>定款又はその認証若しくは登記に関する書類の写し</u> ○ 認定要件を満たす旨を説明する書類(注2) ○ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ○ <u>所轄庁の証明書(法令・定款違反の疑いがあると認められる理由がない旨の証明書)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役員等からの受入寄附の明細等 ○ 役員の中の親族等の内訳 ○ 監査証明書又は帳簿組織の状況表 ○ 財産の運用及び事業運営の状況等の表 ○ 閲覧等に関する細則等(定めている場合のみ) ○ 寄附者リスト 	<p>(PSTの計算の確認)</p> <p>(役員の中の親族等割合が3分の1以下であることの確認)</p> <p>(経理の適正性の確認)</p> <p>(役員等に特別の利益を与えていないことの確認)</p> <p>(所定の事項について情報開示する意向の確認)</p> <p>(PSTの計算の確認)</p>

(注1) 網掛けは、所轄庁から入手可能と考えられる書類(※は、認定の有無に係わらず、所轄庁(内閣府等)に対し、提出している書類)

(注2) 「認定要件を満たす旨を説明する書類」及び「認定要件の確認のため提出を求めている書類」は、寄附者リストを除き、国税庁による所定のフォーマットに従って記載する

認定NPO法人の年次報告書類

※事業報告書

※財産目録

※貸借対照表

※収支計算書

※役員名簿及び社員のうち10人以上の者の氏名・住所を記載した書類

※定款又はその認証若しくは登記に関する書類の写し

○役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程（既提出は変更がある場合）

○次の事項を記載した書類

・ 寄附者リスト

- ・ 収入金額の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- ・ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- ・ 次の取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - －収入の生ずる取引及び支出の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の上位5取引
 - －役員等との取引
- ・ 寄附者のうち、役員若しくは役員の親族又は役員の特殊関係者で事業年度の寄附金の額の合計が20万円以上のものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- ・ 給与を得た従業員の総数及びその従業員の給与総額に関する事項
- ・ 報酬・給与を得た役員又は役員の親族若しくは役員の特殊関係者である従業員の氏名及び報酬・給与の金額に関する事項
- ・ 各社員の親族割合のうち最も高いもの
- ・ 各社員の特定法人割合のうち最も高いもの
- ・ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- ・ 200万円以下の海外送金等を行った場合のその金額及び使途並びに実施日

○認定要件を満たす旨を説明する書類（国税庁による所定のフォーマットに従って記載）

○認定要件の確認のための書類（国税庁による所定のフォーマットに従って記載）

（注）網掛けは、所轄庁から入手可能と考えられる書類

閲覧（情報公開）対象

認定NPO法人制度の認定要件等の見直し

創設時（平成13年度）

1 PST（パブリック・サポート・テスト）

$$\frac{\text{寄附金}}{\text{寄附金、会費、事業費収入等}} \geq \frac{1}{3}$$

※ 同一者からの寄附金額が寄附金総額の2%を超える部分は分子から除く

2 非共益性

共益的活動割合が50%未満

3 情報公開

収入の明細等の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、支出寄附金に関する事項等の閲覧、寄附者の氏名・住所等

4 事業内容の適正性

- ① 特定の者に特別の利益を与えない
- ② 特定非営利活動割合 $\geq 80\%$
- ③ 受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に充てている

5 運営組織の適正性

役員・社員等の親族割合3分の1以下

6 認定有効期間 2年

認定

○ 特定公益増進法人並みの扱い

平成21年度（現在）

1 PST（パブリック・サポート・テスト）

$$\frac{\text{寄附金、国の補助金等、会費}}{\text{寄附金、国の補助金等、会費、事業収入等}} \geq \frac{1}{5}$$

※ 同一者からの寄附金額が寄附金総額の10%を超える部分は分子から除く

※ 小規模法人については、簡易な計算式を選択可

2 非共益性

共益的活動割合が50%未満

3 情報公開

収入の明細等の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、支出寄附金に関する事項等の閲覧、寄附者の氏名等（役員等に限る）

4 事業内容の適正性

- ① 特定の者に特別の利益を与えない
- ② 特定非営利活動割合 $\geq 80\%$
- ③ 受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に充てている

5 運営組織の適正性

役員等の親族割合3分の1以下

6 認定有効期間 5年

認定

○ 特定公益増進法人並みの扱い
○ みなし寄附金制度

累次の
要件等
の緩和

寄附税制の概要（国税）

寄附金の区分 寄附した者の扱い	国・地方公共団体 に対する寄附金 〔 ＜例＞ ・公立高校 ・公立図書館 など 〕	指定寄附金 ○公益を目的とする事業を行う法人等に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの 〔 ＜例＞ ・国宝の修復 ・オリンピックの開催 ・赤い羽根の募金 ・私立学校の教育研究等 ・国立大学法人の教育研究等 など 〕	特定公益増進法人 に対する寄附金 ○独立行政法人 ○一定の地方独立行政法人 ○日本赤十字社など ○公益社団・財団法人 ○学校法人 ○社会福祉法人 ○更生保護法人 に対する寄附金で法人の主たる目的である業務に関連するもの	認定NPO法人 に対する寄附金 ○特定非営利活動を行う法人（NPO法人）のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものに対する寄附金で特定非営利活動に係る事業に関連するもの
所得税	「寄附金（※）－5千円」を所得から控除 ※総所得の40%相当額を限度			
法人税	全額損金算入		以下を限度として損金算入〔参考1〕 (資本金等の額の0.25%+所得金額の5%)×1/2	
相続税	国、公益社団・財団法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税			

〔参考〕 1 法人の支出する上記の寄附金のうち損金算入されなかった部分については、上記以外の寄附金とあわせて〔(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/2〕を限度として損金算入。

2 被相続人が遺言により公益社団・財団法人、NPO法人等に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

平成21年12月4日

資 料

(市民公益税制(寄附税制))

[地方税]

市民公益税制(寄附税制)について (個人住民税)

【平成20年度改正における寄附税制の拡充】

- 控除対象寄附金に「都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金」を追加
所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）の中から都道府県又は市区町村が条例により指定
 - ⇒ 新たに拡大された寄附金の範囲（条例指定が必要）
認定NPO法人（国税庁長官の認定を受けたNPO法人）に対する寄附金の他、
公益社団法人・公益財団法人、一定の私立学校法人、社会福祉法人等に対する寄附金
 - 控除方式を所得控除から税額控除に変更
 - 対象となる寄附金の下限額を引き下げ（10万円 → 5千円） 等
- ※ 「ふるさと寄附金制度」もあわせて創設

【今後の論点】

- 寄附金控除の対象となる寄附金の範囲について、さらにどう考えるか。

⇒ 税調にプロジェクト・チーム（市民公益税制に関するPT）を設置し、今後、専門的、総合的な見地から議論を深めていくべきではないか。

都道府県・市区町村が条例で指定できる寄附金の範囲

所得税	個人住民税
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	[国は対象外]
2 公益社団法人、公益財団法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの	都道府県・市区町村に対する寄附金
3 特定公益増進法人に対する寄附金	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 都道府県・市区町村の条例により対象とする寄附金として平成20年度改正で拡充 </div>
① 独立行政法人	
② 試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とする地方独立行政法人	
③ 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社	日赤支部のみ
④ 公益社団法人・公益財団法人 (旧民法34条により設立された法人で科学技術の研究などを行う特定の法人等含む(平成25年11月までの経過措置))	
⑤ 私立学校法人で、学校の設置若しくは学校及び専修学校、若しくは各種学校の設置を主たる目的とする法人	
⑥ 社会福祉法人	共同募金会のみ
⑦ 更生保護法人	
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金 (平成25年11月までの経過措置)	
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金	[対象外]

参 考 资 料

民主党政権政策Manifesto (抄)

〔政策各論4 (地域主権)〕

34. 市民が公益を担う社会を実現する

【政策目的】

- 市民が公益を担う社会を実現する。
- 特定非営利活動法人をはじめとする非営利セクター(NPO セクター)の活動を支援する。

【具体策】

- 認定NPO 法人制度を見直し、寄付税制を拡充するとともに、認定手続きの簡素化・審査期間の短縮などを行う。
- 国際協力においてNGOの果たす積極的な役割を評価し、連携を強化する。

【所要額】

100 億円程度

民主党政集INDEX2009 (抄)

〔税制〕

特定非営利活動法人支援税制等の拡充

官に過度に依存することなく、国民それぞれが公益実現に直接貢献する社会を創造するために、税制で大胆な支援を行います。

認定特定非営利活動法人制度については、要件緩和、認定手続等の簡素化、みなし寄附の損金算入限度額引き上げ、寄附の税額控除制度創設など、支援税制を拡充します。

所得税の寄附優遇税制については、税額控除制度を創設し、現在の所得控除制度との選択制とします。

民主党税制抜本改革アクションプログラム (抄)

5. 平成21年度税制改正について

(4)市民が公益を担う社会の実現

- 所得税の寄附優遇税制に「税額控除」を創設する。主として公益を担う一定範囲の団体(事業を含む)等から、納税者が選択した対象に寄付を行った場合、所得税額の5%を上限に税額控除できる制度を創設し、「総所得の40%」を上限とする所得控除制度との選択制とする。
- NPO税制については、パブリック・サポート・テストなどの認定要件を大幅に緩和すると共に事務手続きの簡素化を進める。
- 認定NPOにおけるみなし寄附の損金算入限度額の引き上げ、NPOに対する寄附の税額控除制度創設などを行う。

平成 21 年 12 月 4 日

資 料

(暫定税率の廃止・エネルギー課税等)

暫定税率の廃止・エネルギー課税等（とりまとめに向けて）

P

平成 21 年 12 月 4 日

参 考 資 料

(暫定税率の廃止・エネルギー課税等)

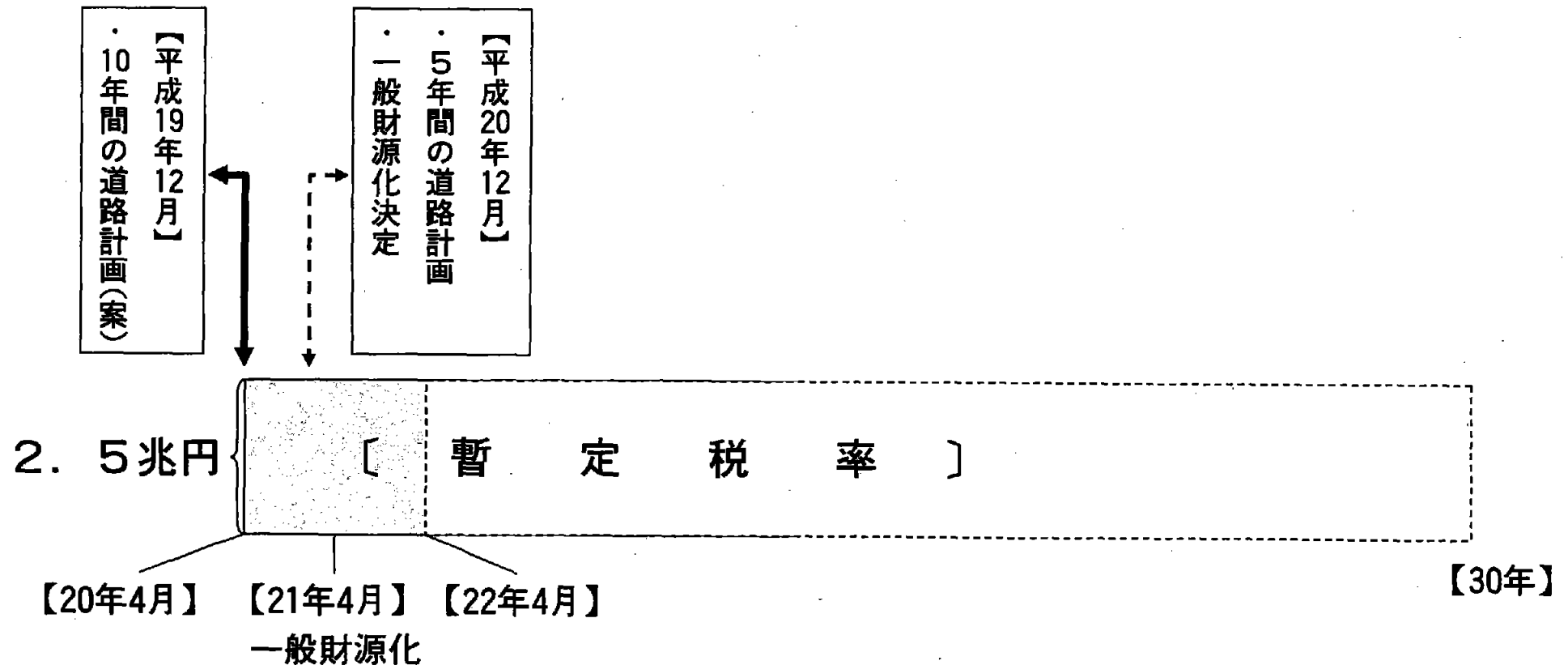
目 次

・ 暫定税率について	1
・ 揮発油税等の 21 年度税収の内訳	2
・ エネルギー課税の状況	3
・ 主要国におけるガソリンに係る個別間接税の税率及び用途の推移	4
・ 欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980 年＝100）	5

暫定税率について

- 揮発油税等の暫定税率については、道路特定財源制度を前提として、昭和49年に創設され、以来、10回にわたりその引上げ・延長が決定されてきた。
- 現在の暫定税率は、平成20年4月から10年間の措置として租税特別措置法89条1項等に規定されている。

これは、平成19年12月に10年間の道路中期計画を策定するとされたことや厳しい財政事情、環境面への影響にも配慮し、措置されたもの。



○揮発油税等の21年度税収の内訳

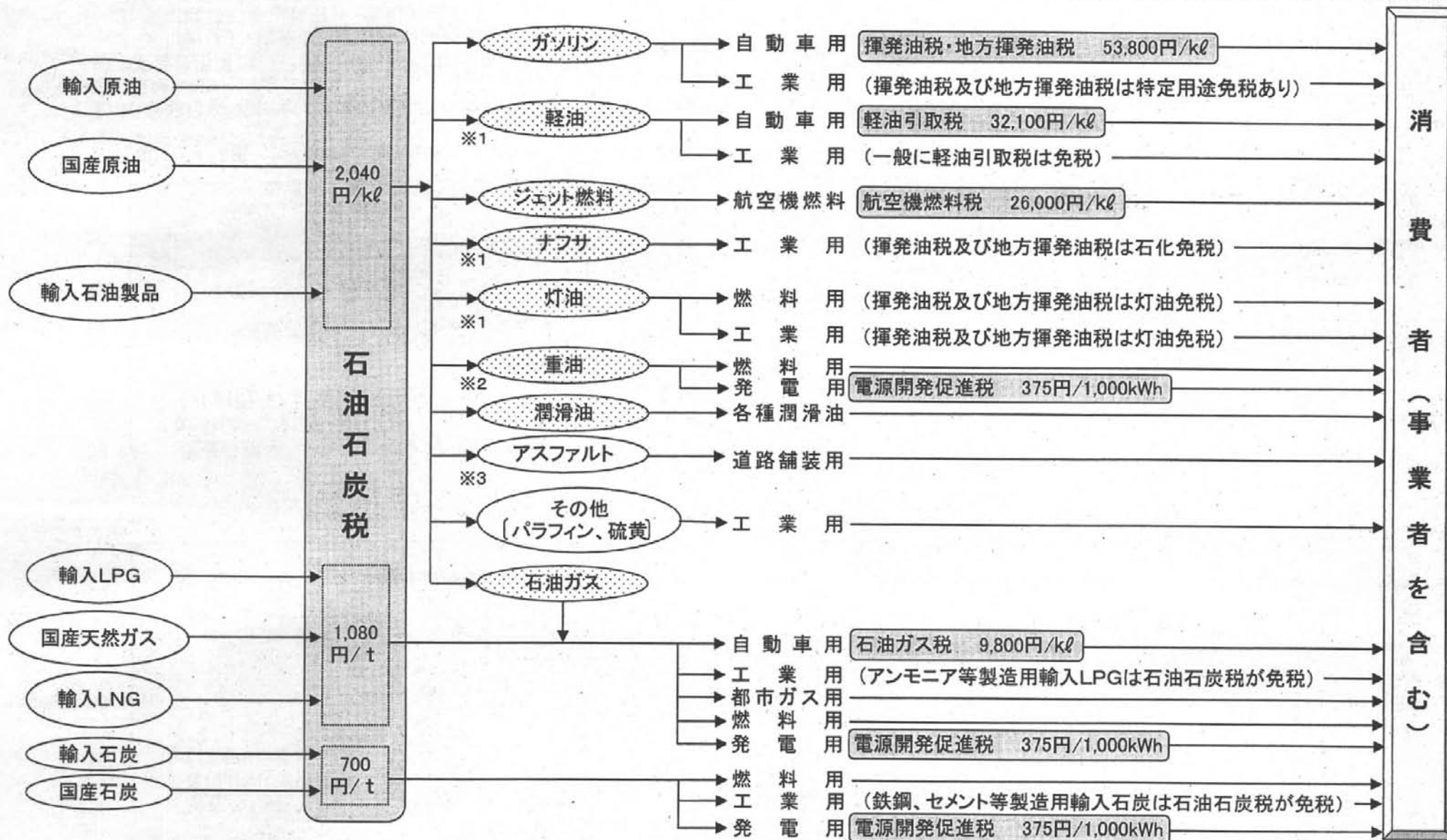
(単位：億円)

税 目		21年度	本則税率相当	
			本則税率相当	暫定上乘せ分相当
国	揮発油税	26,280	13,140	13,140
	石油ガス税	130	130	—
	自動車重量税	6,460	2,849	3,611
	計	32,870	16,119	16,751
地方	地方揮発油譲与税	2,812	2,379	433
	石油ガス譲与税	133	133	—
	自動車重量譲与税	3,300	1,455	1,845
	自動車取得税	2,533	1,698	835
	軽油引取税	9,277	4,335	4,942
	計	18,055	10,000	8,055
合 計		50,925	26,119	24,806

(注1) 地方揮発油譲与税には、20年度中に課された地方道路税に対応する地方道路譲与税を含む。

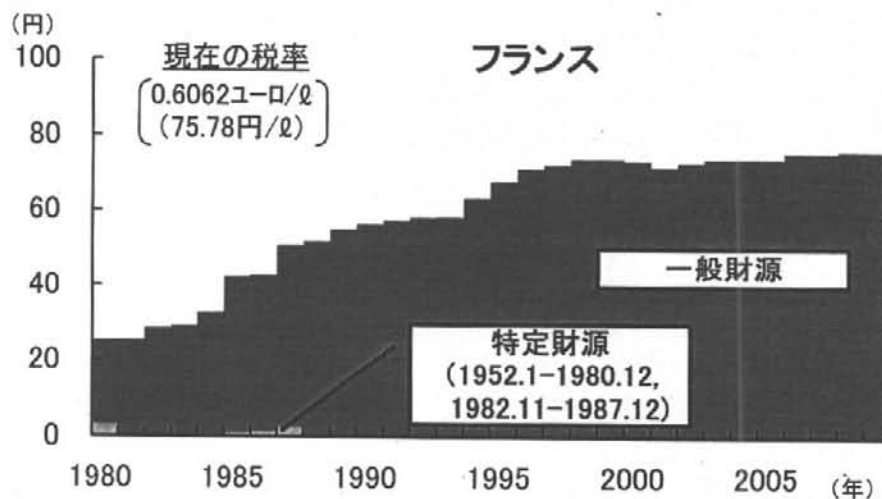
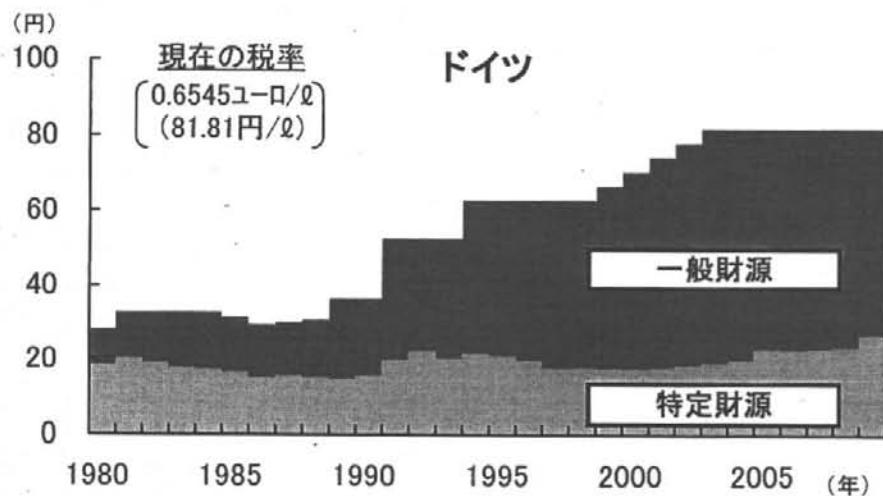
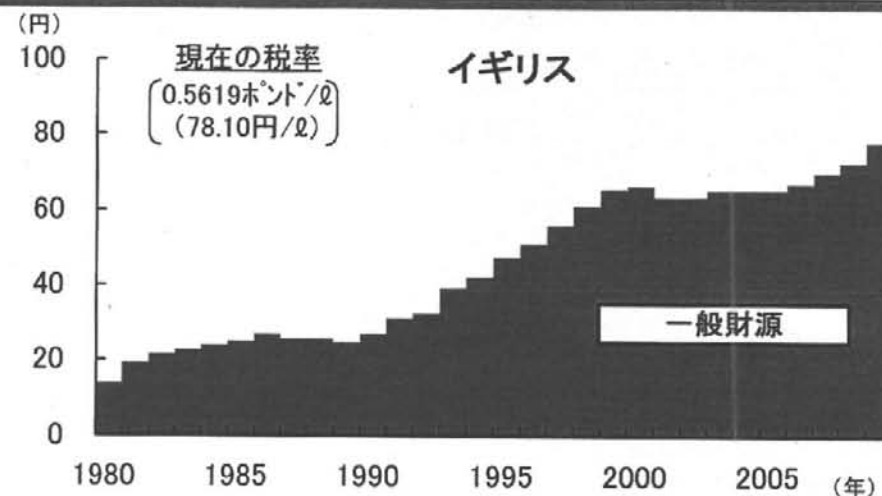
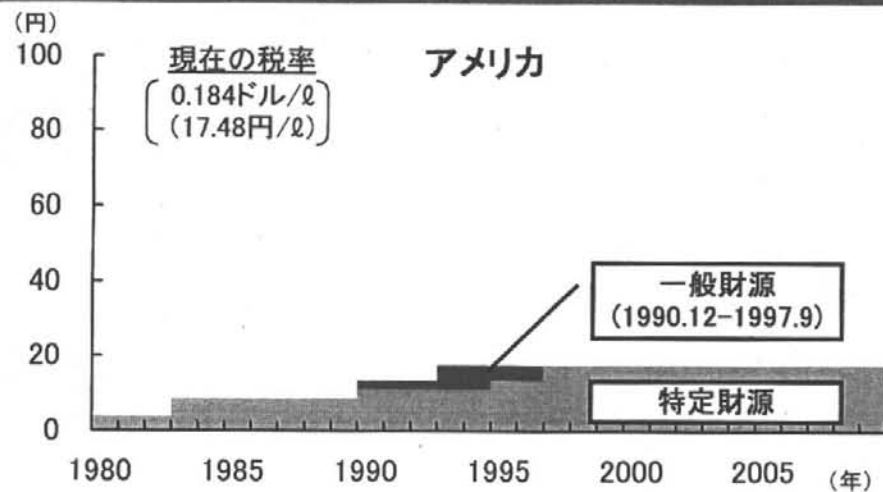
(注2) 計数は、整理の結果、異動を生ずることがある。

エネルギー課税の状況



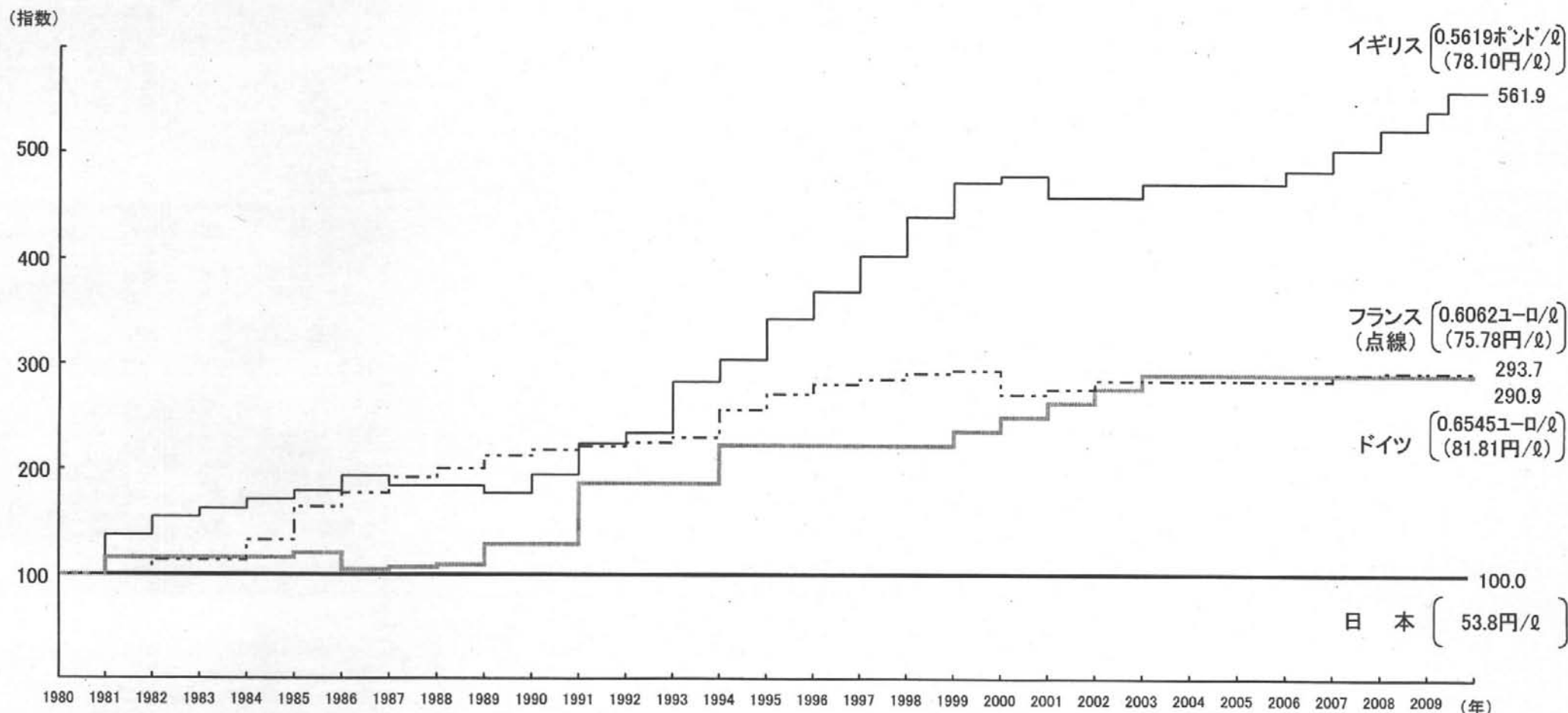
● は石油石炭税の課税対象となる輸入石油製品。
 ※1 輸入石化用ナフサ等は石油石炭税が免税、国産石化用ナフサ等は石油石炭税が還付
 ※2 輸入農林漁業用A重油は石油石炭税が免税、国産農林漁業用A重油は石油石炭税が還付
 ※3 国産石油アスファルトは石油石炭税が還付

主要国におけるガソリンに係る個別間接税の税率及び用途の推移(未定稿)



- (注) 1. 税率は各年末値(ただし、フランスについては各年1月の値。2009年は、アメリカ、ドイツ、フランスについては7月時点、イギリスについては税制改正を反映した9月時点の税率)。換算レートは、1ドル=95円、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(2009年下半年に適用される基準外国為替相場及び裁定外国為替相場。なお、独、仏については、2002年1月にユーロ通貨に切り替わったため、所要の換算を行った。)
2. 米はガソリンに係る製造者個別間接税の税率。
3. 英では1987年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2000年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。1909年4月から1921年4月まで税収は道路特定財源に充当されていた。
4. 独では1985年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2001年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。また、特定財源割合は交通政策支出のエネルギー税収(旧鉱油税収)に占める割合(2009年については見積値)。
5. 仏ではレギュラーガソリンの税率をとっているが、2000年に無鉛スーパーガソリンの税率に統合された。

欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移(指数:1980年=100)



(注) 1. 税率は各年末値(2009年は、日本、ドイツ、フランスについては7月時点、イギリスについては税制改正を反映した9月時点の税率)。なお、イギリスでは、2008年12月に0.02ポンド/ℓ増税、2009年4月に0.0184ポンド/ℓ増税、9月に0.02ポンド/ℓ増税され、1年で0.0584ポンド/ℓ(約8円)増税されることになっている。

2. 英では1987年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2000年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。

3. 独では1986年以後有鉛・無鉛の税率が区分されたが、ここでは無鉛ガソリンの税率を、さらに2001年以後硫黄分により税率が区分されたが、ここでは低硫黄ガソリンの税率をとっている。

4. 仏ではレギュラーガソリンの税率をとっているが、2000年に無鉛スーパーガソリンの税率に統合された。

5. 換算レートは、1ポンド=139円、1ユーロ=125円(2009年下半期に適用される裁定外国為替相場。なお、独、仏については、2002年1月にユーロ通貨に切り替わったため、所要の換算を行った。)

平成 21 年 12 月 4 日

資 料

(暫定税率の廃止 [地方税])

地方分の暫定税率の取扱いに係る論点

- 「地域主権」の確立のためには、地方の自主財源の拡充が不可欠
- 暫定税率の廃止に伴う地方税等の減収は、国の政策変更によって生じるものであり、地方税源で確実に補てんされることが必要

国・地方の自動車関係諸税の内訳

(単位：億円)

税 目		税 率	21年度	21年度	
				本則税率相当	暫定上乗せ分相当
国	揮発油税	(暫定税率) 48.6円/ℓ (本則税率) 24.3円/ℓ	26,280	13,140	13,140
	石油ガス税	(本則税率) 17.5円/kg	130	130	—
	自動車重量税	<自家用乗用> (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	6,460	2,849	3,611
	計		32,870	16,119	16,751
地方	地方揮発油譲与税	<地方揮発油税> (暫定税率) 5.2円/ℓ (本則税率) 4.4円/ℓ	2,812	2,379	433
	石油ガス譲与税	<石油ガス税> (本則税率) 17.5円/kg	133	133	—
	自動車重量譲与税	<自動車重量税・自家用乗用> (暫定税率) 6,300円/0.5t年 (本則税率) 2,500円/0.5t年	3,300	1,455	1,845
	自動車取得税	(暫定税率) 自家用は取得価額の5% (本則税率) 取得価額の3%	2,533	1,698	835
	軽油引取税	(暫定税率) 32.1円/ℓ (本則税率) 15.0円/ℓ	9,277	4,335	4,942
	計		18,055	10,000	8,055
合 計			50,925	26,119	24,806

(注1) 平成21年度以降、道路特定財源は一般財源化されるため、上記の税及び譲与税は道路特定財源ではない。

(注2) 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

(注3) 計数は、平成21年度予算・地方財政計画ベースであり、整理の結果、異動を生ずることがある。

都道府県(政令市特例分を含む。)	5,473 億円
市町村	2,582 億円

自動車取得税の暫定税率とエコカー減税に係る対応

- 暫定税率の下で導入されたエコカー減税の取扱いをどのように考えるか。
- エコカー減税の導入により、暫定税率分と同等以上の減収が生じていることをどのように考えるか。
- エコカー減税により環境にやさしい自動車の普及に一定の効果が出ていることをどのように評価するか。

参 考 资 料

4 地域主権

29. 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

【政策目的】

- 課税の根拠を失った暫定税率を廃止して、税制に対する国民の信頼を回復する。
- 2.5兆円の減税を実施し、国民生活を守る。特に、移動を車に依存することの多い地方の国民負担を軽減する。

【具体策】

- ガソリン税、軽油引取税、自動車重量税、自動車取得税の暫定税率は廃止して、2.5兆円の減税を実施する。
- 将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

税制

○ 自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税

暫定税率は地方分を含めてすべて廃止します。国直轄事業に対する地方自治体の負担金制度を廃止して、暫定税率廃止後においても、地方における道路整備事業は従来水準を維持できるようにします。

地球温暖化対策税について

平成21年12月4日
環 境 省

平成22年度税制改正要望 地球温暖化対策税の具体案

【課税の仕組み】	<p>①原油、石油製品(ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料)、ガス状炭化水素(天然ガス、LPG等)、石炭を対象に、輸入者、採取者の段階で課税(石油石炭税の納税システムを活用)</p> <p>②ガソリンについては、①に加えて、ガソリン製造者等の段階で課税(揮発油税の納税システムを活用)</p>
【税率】	<p>①(輸入者・採取者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油、石油製品 2,780円/kl (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・ガス状炭化水素 2,870円/t (1,064円/二酸化炭素トン、3,900円/炭素トン) ・石炭 2,740円/t (1,174円/二酸化炭素トン、4,303円/炭素トン) <p>②(ガソリン製造者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン 17,320円/kl (7,467円/二酸化炭素トン、27,380円/炭素トン)
【税収額】	<p>○総額約2.0兆円</p> <p>①全化石燃料への課税1.0兆円強 (うち石炭の税率の天然ガスとの均衡化0.03兆円)</p> <p>②ガソリンへの上乗せ課税1.0兆円弱</p>
【軽減措置】	<p>○以下については、免税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品原料としての化石燃料(ナフサ) ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・セメントの製造に使用する石炭 ・農林漁業用A重油 <p>○その他、国際競争力強化等の観点からの特定産業分野への配慮や低所得者等への配慮については、使途となる歳出・減税で対応</p>
【実施時期等】	<p>○平成22年4月より実施。</p> <p>○次年度以降、国内排出量取引制度が導入される際には、各国の例も参考に、排出量取引の対象となる事業者の負担の軽減措置を検討する。</p>
【使途】	<p>○「チャレンジ25」実現に向けた政策パッケージに盛り込まれる地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。</p>

○その他

・軽油についての個別の課税については、税制調査会において別途ガソリンに準じて検討が必要。

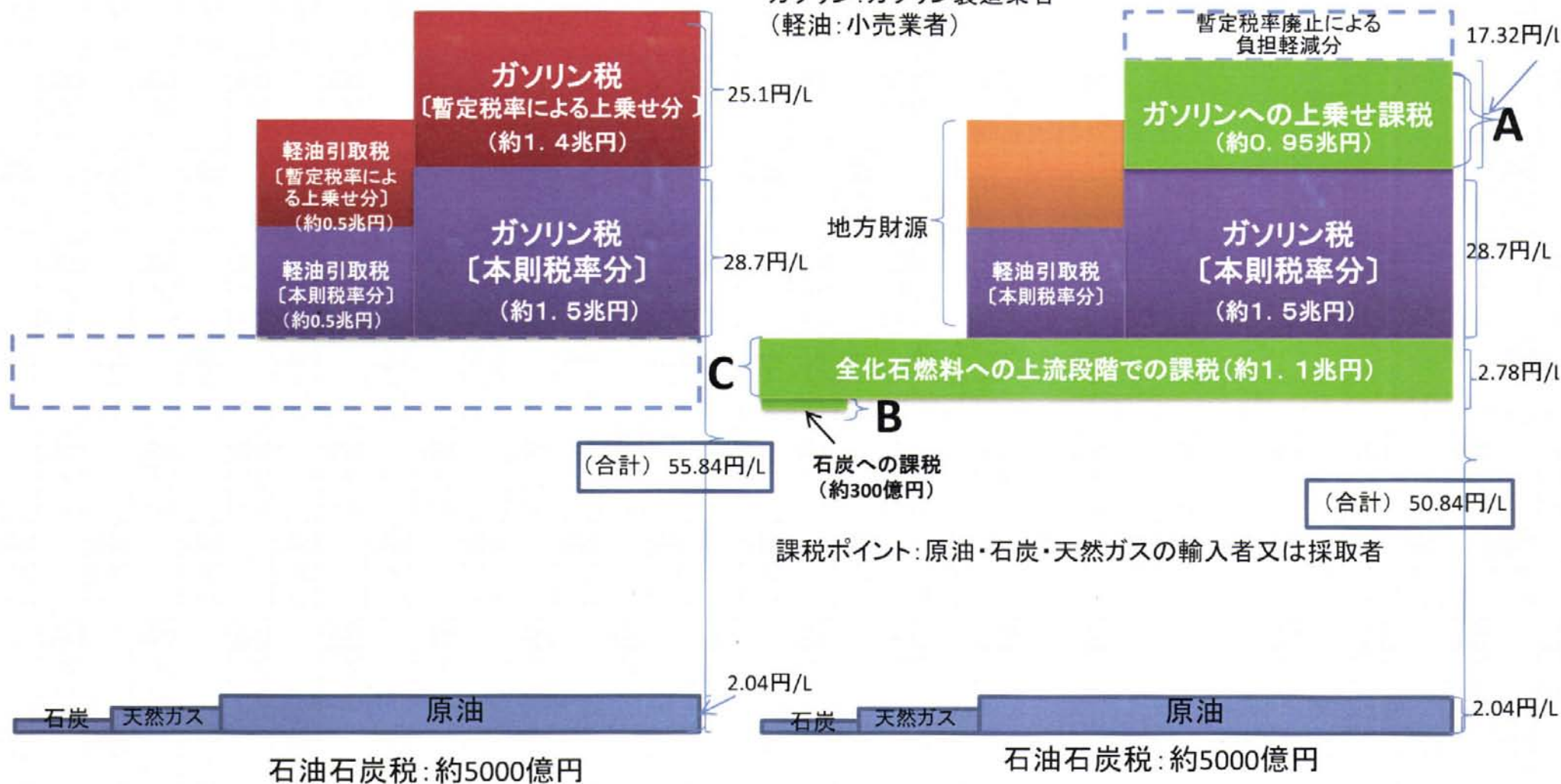
地球温暖化対策税の全体像

※ 【〇円/L】は、ガソリンの税率

〔 現行制度 〕

〔 導入後 〕

課税ポイント：
ガソリン：ガソリン製造業者
（軽油：小売業者）



諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など		
・1990年	フィンランド	いわゆる炭素税(Additional duty)導入
・1991年	スウェーデン	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	ノルウェー	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)		
・1992年	デンマーク	二酸化炭素税(CO2 tax)導入
	オランダ	一般燃料税(General fuel tax)導入
・1993年	イギリス	炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(～1999年)
・1996年	オランダ	規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入
1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】		
・1999年	ドイツ	鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(～2003年)、電気税(Electricity tax)導入
	イタリア	鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加)
・2001年	イギリス	気候変動税(Climate change levy)導入
	ドイツ	再生可能エネルギー法による固定価格買取制度(FIT)開始
<参考>2003年10月「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】 :各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定		
・2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組
・2005年	EU	EU域内排出量取引制度(EU-ETS)開始
・2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)
・2007年	フランス	石炭税(Coal tax)導入
・2008年	スイス	二酸化炭素税(CO2 levy)導入
・2010年	フランス	炭素税(Carbon tax)導入(予定)

日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較

(2009年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879〕	13,034 (円) 〔軽油引取税 : 12,255 石油石炭税 : 779〕	753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕	291 (円) 〔石油石炭税 : 291〕	400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕
イギリス	38,681 (円) 〔炭化水素油税 : 38,681〕	34,286 (円) 〔炭化水素油税 : 34,286〕	6,116 (円) 〔炭化水素油税 : 6,116〕	881 (円) 〔気候変動税 : 881〕	1,481 (円) 〔気候変動税 : 1,481〕
ドイツ	39,424 (円) 〔エネルギー税 : 39,424〕	25,115 (円) 〔エネルギー税 : 25,115〕	1,267 (円) 〔エネルギー税 : 1,267〕	510 (円) 〔エネルギー税 : 510〕	1,677 (円) 〔エネルギー税 : 1,677〕
フランス	36,557 (円) 〔石油産品内国消費税 : 36,557〕	22,873 (円) 〔石油産品内国消費税 : 22,873〕	859 (円) 〔石油産品内国消費税 : 859〕	510 (円) 〔石炭税 : 510〕	907 (円) 〔天然ガス消費税 : 907〕
オランダ	42,206 (円) 〔鉱油税 : 42,206〕	22,622 (円) 〔鉱油税 : 22,622〕	21,867 (円) 〔鉱油税 : 21,867〕	765 (円) 〔石炭税 : 765〕	10,600~537 (円) 〔エネルギー税〕
フィンランド	37,768 (円) 液体燃料税 〔-基本税 : 34,479 -付加税 : 2,879 -戦略備蓄料 : 410〕	19,435 (円) 液体燃料税 〔-基本税 : 16,375 -付加税 : 2,872 -戦略備蓄料 : 187〕	3,112 (円) 液体燃料税 〔-基本税 : - -付加税 : 2,982 -戦略備蓄料 : 130〕	2,595 (円) 電気・特定燃料税 〔-基本税 : - -付加税 : 2,526 -戦略備蓄料 : 68〕	1,277 (円) 電気・特定燃料税 〔-基本税 : - -付加税 : 1,221 -戦略備蓄料 : 56〕
デンマーク	33,246 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 31,435 CO2税 : 1,811〕	22,096 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 20,326 CO2税 : 1,770〕	15,103 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 13,277 CO2税 : 1,826〕	13,219 (円) 〔石炭税 : 11,492 CO2税 : 1,727〕	20,868 (円) 〔天然ガス税 : 19,049 CO2税 : 1,819〕
EU最低税率	21,625 (円)	16,124 (円)	697 (円)	232 (円)	412 (円)

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、及び天然ガスは事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガスは事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,854円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約1,689円に設定されており、表中で網掛けしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、及び天然ガスは加熱・事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m3)、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約165.72円、1ユーロ=約139.85円、1デンマーク・クローネ=約18.77円(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2009年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80〕 〔石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油引取税 : 32.10〕 〔石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電源開発促進税 : 0.375〕
イギリス	89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕	89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕	16.57 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 16.57〕	2.12 (円/kg) 〔気候変動税 : 2.12〕	4.61 (円/kg) 〔気候変動税 : 4.61〕	0.779 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.779〕
ドイツ	91.53 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 91.53〕	65.78 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 65.78〕	3.43 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.43〕	1.23 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.23〕	5.38 (円/kg) 〔エネルギー税 : 5.38〕	1.720 (円/kWh) 〔電気税 : 1.720〕
フランス	84.87 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 84.87〕	59.91 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 59.91〕	2.33 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 2.33〕	1.23 (円/kg) 〔石炭税 : 1.23〕	2.91 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 2.91〕	— 〔地方電気税 : 従価税 ⁵⁾ 〕
オランダ	97.99 (円/ℓ) 〔鉍油税 : 97.99〕	59.25 (円/ℓ) 〔鉍油税 : 59.25〕	59.25 (円/ℓ) 〔鉍油税 : 59.25〕	1.84 (円/kg) 〔石炭税 : 1.84〕	33.99~1.72 (円/kg) 〔エネルギー税〕	15.173~0.070 (円/kWh) 〔エネルギー税〕
フィンランド	87.68 (円/ℓ) 液体燃料税 〔—基本税 : 80.05〕 〔—付加税 : 6.68〕 〔—戦略備蓄料 : 0.95〕	50.90 (円/ℓ) 液体燃料税 〔—基本税 : 42.89〕 〔—付加税 : 7.52〕 〔—戦略備蓄料 : 0.49〕	8.43 (円/ℓ) 液体燃料税 〔—基本税 : —〕 〔—付加税 : 8.08〕 〔—戦略備蓄料 : 0.35〕	6.25 (円/kg) 電気・特定燃料税 〔—基本税 : —〕 〔—付加税 : 6.09〕 〔—戦略備蓄料 : 0.17〕	4.10 (円/kg) 電気・特定燃料税 〔—基本税 : —〕 〔—付加税 : 3.92〕 〔—戦略備蓄料 : 0.18〕	0.326 (円/kWh) 電気・特定燃料税 〔—基本税 : —〕 〔—付加税 : 0.308〕 〔—戦略備蓄料 : 0.018〕
デンマーク	77.19 (円/ℓ) 〔鉍油エネルギー税 : 72.98〕 〔CO2税 : 4.20〕	57.87 (円/ℓ) 〔鉍油エネルギー税 : 53.24〕 〔CO2税 : 4.64〕	40.92 (円/ℓ) 〔鉍油エネルギー税 : 35.97〕 〔CO2税 : 4.95〕	31.85 (円/kg) 〔石炭税 : 27.69〕 〔CO2税 : 4.16〕	66.92 (円/kg) 〔天然ガス税 : 61.09〕 〔CO2税 : 5.83〕	12.667 (円/kWh) 〔電気税 : 11.016〕 〔CO2税 : 1.651〕
EU最低税率	50.20 (円/ℓ)	42.23 (円/ℓ)	1.89 (円/ℓ)	0.56 (円/kg)	1.32 (円/kg)	0.070 (円/kWh)

(注1) 使途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス、及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用、及び電気は事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税抜電気料金金の0~80%)。税率は市で最大8%、県で最大4%である。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄、電気は鉍業・工業・温室用の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,854円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けをしている。

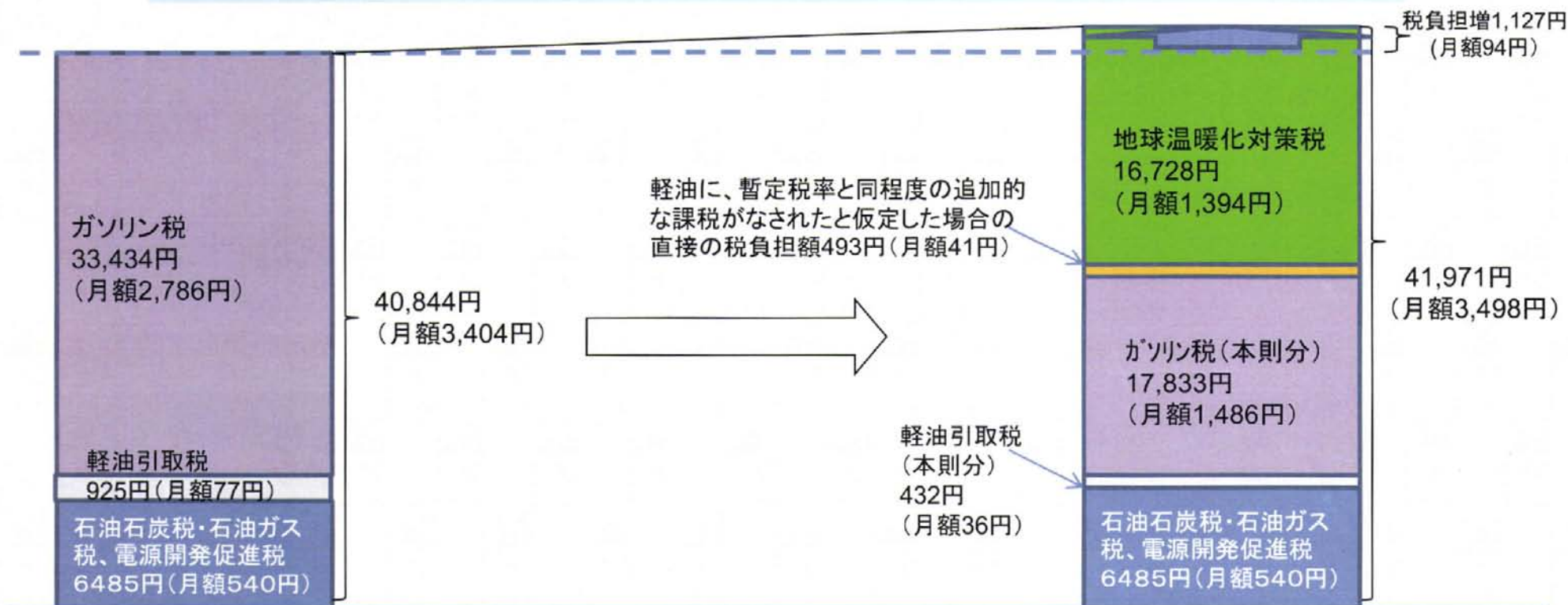
(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約1,689円に設定されており、表中では網掛けをしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。また、2010年に税率の引上げが行われる。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m³)、及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」による係数26.6(GJ/トン)・40.9(MJ/m³)を用いて単位を揃えている。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約165.72円、1ユーロ=約139.85円、1デンマーク・クローネ=約18.77円(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

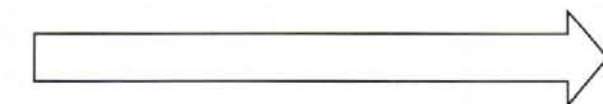
世帯当たり直接の税負担額の変化



現行

地球温暖化対策税創設

	年間世帯当たり直接の税負担額
灯油	422
LPG	1,643
都市ガス	255
電力	2,839
ガソリン	34,701
軽油	984
合計	40,844 (月:3,404)



世帯当たり年間1,127円の負担増

・暫定税率廃止による負担減	-16,094円
・地球温暖化対策税創設による負担増	+16,728円
・軽油への追加的な課税による負担増	+ 493円
	+ 1,127円 (月額94円)

	年間世帯当たり直接の税負担額
灯油	997
LPG	1,897
都市ガス	706
電力	5,719
ガソリン	31,588
軽油	1064
合計	41,971 (月:3,498)

※軽油に、暫定税率と同程度の追加的な課税がなされたと仮定して試算

課税による世帯当たり年間支出額の変化のイメージ

《想定する世帯A》 二人以上の世帯で、関東地区に在住。**ガソリン車を保有。**

	年間支出額		追加的な税負担額		課税後の年間支出額
電気(kwh)	116,888円		0. 52円/kwh × 5,028kwh	2,615円	119,503円
都市ガス(m3)	56,611円		2. 36円/m3 × 427m3	1,008円	57,619円
灯油(L)	14,759円	+	2. 78円/L × 161L	446円	15,205円
ガソリン(L)	68,099円		-5. 00円/L × 465L	-2,324円	65,775円
合計	256,357円			1,745円	258,102円

《想定する世帯B》 二人以上の世帯で、関東地区に在住。**車を保有していない。**

	年間支出額		追加的な税負担額		課税後の年間支出額
電気(kwh)	116,888円		0. 52円/kwh × 5,028kwh	2,615円	119,503円
都市ガス(m3)	56,611円	+	2. 36円/m3 × 427m3	1,008円	57,619円
灯油(L)	14,759円		2. 78円/L × 161L	446円	15,205円
合計	188,258円			4,069円	192,327円

※1:地球温暖化対策税の税率は、環境省提案の「地球温暖化対策税の具体案」による。

※2:電気、灯油、ガソリンの支出額及び使用量については、平成20年家計調査年報(二人以上の世帯、関東地区)による。

※3:都市ガスの支出額及び使用量については、平成19年度ガス事業年報を基に推計。

※4:表示桁数の影響により、税率×使用量の結果等が負担額と一致しない場合がある。

地球温暖化対策税の家庭への効果

無駄のない行動を促し、家庭のライフスタイルを変化させる。



冷房の温度を1℃高く、
暖房の温度を1℃低く
設定する

年間約33kgのCO2の削減
年間で約1,800円の節約



週2日往復8kmの車の
運転をやめる

年間約184kgのCO2の削減
年間で約9,200円の節約



1日5分のアイドリング
ストップを行なう

年間約39kgのCO2の削減
年間で約1,900円の節約



待機電力を50%削減する

年間約60kgのCO2の削減
年間で約3,400円の節約



シャワーを1日1分家族
全員が減らす

年間約69kgのCO2の削減
年間で約7,100円の節約



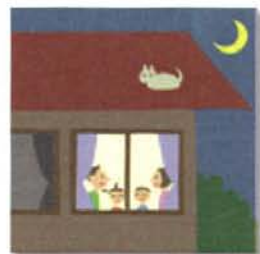
風呂の残り湯を洗濯に
使いまわす

年間約7kgのCO2の削減
年間で約4,200円の節約



ジャーの保温を止める

年間約34kgのCO2の削減
年間で約1,900円の節約



家族が同じ部屋で団らんし、
暖房と照明の利用を2割
減らす

年間約238kgのCO2の削減
年間で約10,400円の節約



テレビ番組を選び、
1日1時間テレビ
利用を減らす

年間約14kgのCO2の削減
年間で約800円の節約



買い物袋を持ち歩き、
省包装の野菜を選ぶ

年間約58kgのCO2の削減
資源節約

出典：環境省／身近な地球温暖化対策－家庭でできる10の取り組み＜2007.4改訂版＞

家庭の負担軽減方策の例

省エネ機器導入に伴う光熱費の低減

ハイブリッド自動車
を購入した場合



(新車の場合)
本体価格 205万円/台
価格差 18万円/台

- ・エコカー減税
- ・ガソリン代節約
2,259円/月

省エネ家電
を購入した場合



(冷蔵庫の場合)
同じタイプで、省エネ性能を
☆3つから☆5つのものに
した場合

- ・エコポイント
- ・電気代節約
330円/月

高断熱住宅
を購入した場合



(新築の場合)
本体価格 1000万円以上
価格差 100万円/戸

- ・減税など
- ・光熱費節約
810円/月

高効率給湯器
を購入した場合



(潜熱回収型の場合)
本体価格 32万円
価格差 5万円

- ・補助金
- ・ガス代節約
740円/月

※1:平成20年家計調査年報(二人以上の世帯、関東地区)のガソリン支出額、『中期目標検討委員会』および『地球温暖化問題に関する閣僚委員会タスクフォース会合』における国立環境研究所の試算を基に推計

※2:省エネ家電については、省エネ性能カタログ2009年夏版による。

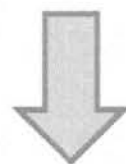
平成 21 年 12 月 4 日

資 料

(地方環境税)

地方環境税の検討に向けた基本的考え方

- 喫緊の課題である地球温暖化対策を進めるために、地域において主体的な取組を進め地球環境に貢献することが必要。
 - ・ 地方税において、自動車や燃料に対して、環境への負荷に応じた課税を行い、CO₂の排出の抑制に寄与。
 - ・ 税収を活用して京都議定書目標達成計画に定められた地方公共団体の具体的取組を一層充実。



「地方環境税の論点」へ

地方環境税の論点

燃料課税

【地球温暖化対策税と地方の関わり】

- 地球温暖化対策の観点から、仮に主として運輸部門で使用されるガソリンに国税として課税するのであれば、同様に軽油に対しても、地方税として課税するべきではないか。
- その場合、ガソリンと軽油に係る税率をどのように設定するか。
(現行の税負担 ガソリン 55.84円/ℓ : 軽油 34.14円/ℓ)
- 地球温暖化対策税(国税)のうち、石油石炭税と併せて徴収される部分については、地方が地球温暖化対策に主要な役割を担っていることを踏まえ、その税収を譲与税などにより地方に配分する仕組みが必要ではないか。
(地方公共団体の地球温暖化対策に係る平成20年度予算額は、都道府県・市町村合計で約1.5兆円)
- 地球温暖化対策税(国税)の創設に伴い失われる地方揮発油譲与税の暫定税率分などの地方税源については、国の責任において確実に補てんすることが必要。

車体課税

【環境自動車税の創設】

- 平成23年度からの導入を目途に、自動車税と自動車重量税を基礎としてCO₂排出削減に資する環境自動車税(地方税)を創設してはどうか。

参 考 资 料

環境自動車税(地方税)の創設

民主党Manifesto

- 「将来的には、(略) **自動車重量税は自動車税と一本化**
- 「CO2等排出量について、**2020年までに25%減**(1990年比)」

欧州の動向

- 既に**17カ国**において、自動車税又は自動車登録税の課税標準等に**CO2を導入**
《代表的な導入国》
イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、デンマーク 等

※ヨーロッパ自動車工業会資料による

検討の方向性

自動車の保有課税を抜本的に改組し、平成23年度を目途にCO2排出量と税額が連動する仕組みを導入

現在

自動車税(地方税)

(1.6兆円(21年度地財ベース))

排気量(cc)に応じた課税

自動車重量税(国税)

(本則分0.4兆円、暫定上乗せ分0.5兆円(21年度予算ベース))

車両重量に応じた課税

一本化

環境自動車税(地方税)のイメージ

環境損傷負担金的性格
(CO2排出量を勘案した税率)

財産税的性格
(財産的価値を勘案した税率)

注) 課税標準、税率、徴収方法など制度の詳細は今後有識者を交え検討。

地方公共団体の地球温暖化対策について(未定稿)

- 京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)においては、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた先駆的で創意工夫を凝らした対策へ取り組むことが求められている。
- 地方公共団体合計で1兆5,058億円(都道府県:7,852億円、市町村:7,207億円)。(億円)

地球温暖化対策	取 組 例	都道府県	市町村
エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・市バス等のサービス・利便性向上を通じた公共交通機関の利用促進 ・都市公園、街路等の緑化や官公庁の屋上等の緑化 ・地中熱を利用した融雪施設の設置 ・共同溝の整備 	3,645	4,722
非エネルギー起源のCO ₂ に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機購入費用の助成 ・家庭用廃食油の資源化の促進 	18	796
メタン、一酸化二窒素に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰処理「エコセメント」化の推進(焼却灰の有効利用) ・環境にやさしい農業者(エコファーマー)の認定 	276	335
代替フロン等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・代替製品の調達 	1	8
温室効果ガス吸収源対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・都市林の保全や都市公園施設の整備 ・森林病虫害(松くい虫)の防除 	3,409	1,121
横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策地域推進計画の策定 	1	1
その他の温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策アドバイザーの派遣 ・エコサインガイドラインの策定 	502	224
合 計		7,852	7,207

※ 都道府県及び市町村の「地球温暖化対策」に係る平成20年度予算額を調査。
 ……調査に当たっては、京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日全部改定・閣議決定)別表に記載された「地方公共団体が実施することが期待される施策例」等を示した上で実施。

民主党政権政策Manifesto (抄)

4 地域主権

29. 目的を失った自動車関連諸税の暫定税率は廃止する

【具体策】

○将来的には、ガソリン税、軽油引取税は「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化、自動車重量税は自動車税と一本化、自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止する。

5 雇用・経済

42. 地球温暖化対策を強力に推進する

【具体策】

○地球温暖化対策税の導入を検討する。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行う。

民主党政権政策集INDEX2009 (抄)

税制

○ 自動車関連諸税の整理、道路特定財源の一般財源化、地球温暖化対策税

自動車取得税は消費税との二重課税回避の観点から廃止します。自動車重量税および自動車税は、保有税（地方税）に一本化し、その税収を自動車から生じる社会的負担に広く対応する地方の一般財源とします。ガソリン等の燃料課税は、一般財源の「地球温暖化対策税（仮称）」として一本化します。

環境

○ 実効ある国内排出量取引市場の創設と地球温暖化対策税の創設

キャップ&トレード方式による実効ある国内排出量取引市場を創設します。また、地球温暖化対策税の導入を検討します。その際、地方財政に配慮しつつ、特定の産業に過度の負担とならないように留意した制度設計を行います。

○勤労者世帯(夫:勤労者・妻:専業主婦・扶養親族1名)

阿部知子議員 提出資料

■現状

(円)

生計の中心者の収入	600,000	800,000	1,000,000	1,200,000	1,400,000	1,600,000	1,800,000	2,000,000	2,200,000	2,400,000	2,600,000
所得控除等											
基礎控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
給与所得控除	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	720,000	780,000	840,000	900,000	960,000
配偶者控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
扶養控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
課税所得	0	0	0	0	0	0	0	80,000	220,000	360,000	500,000
所得税額	0	0	0	0	0	0	0	4,000	11,000	18,000	25,000
階層区分	A or B	A or B	A or B	A or B	A or B	A or B	A or B	C	D	E	E

■扶養控除が廃止された場合

(円)

生計の中心者の収入	600,000	800,000	1,000,000	1,200,000	1,400,000	1,600,000	1,800,000	2,000,000	2,200,000	2,400,000	2,600,000
所得控除等											
基礎控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
給与所得控除	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	650,000	720,000	780,000	840,000	900,000	960,000
配偶者控除	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000	380,000
扶養控除	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
課税所得	0	0	0	0	0	190,000	320,000	460,000	600,000	740,000	880,000
所得税額	0	0	0	0	0	9,500	16,000	23,000	30,000	37,000	44,000
階層区分	A or B	A or B	A or B	A or B	A or B	D	E	E	E	E	F

注: 社会保険料控除、医療費控除等については試算上考慮していない。

出所: 参議院厚生労働調査室作成資料

○勤労者世帯(夫:勤労者・妻:専業主婦・扶養親族1名)

■現状

(円)

生計の中心者の収入	2,800,000	3,000,000	3,200,000	3,400,000
所得控除等				
基礎控除	380,000	380,000	380,000	380,000
給与所得控除	1,020,000	1,080,000	1,140,000	1,200,000
配偶者控除	380,000	380,000	380,000	380,000
扶養控除	380,000	380,000	380,000	380,000
課税所得	640,000	780,000	920,000	1,060,000
所得税額	32,000	39,000	46,000	53,000
階層区分	E	E	F	F

■扶養控除が廃止された場合

(円)

生計の中心者の収入	2,800,000	3,000,000	3,200,000	3,400,000
所得控除等				
基礎控除	380,000	380,000	380,000	380,000
給与所得控除	1,020,000	1,080,000	1,140,000	1,200,000
配偶者控除	380,000	380,000	380,000	380,000
扶養控除	-	-	-	-
課税所得	1,020,000	1,160,000	1,300,000	1,440,000
所得税額	51,000	58,000	65,000	72,000
階層区分	F	F	F	G

注:社会保険料控除、医療費控除等については試算上考慮していない。

出所:参議院厚生労働調査室作成資料

特定疾患治療研究事業における自己負担基準額表

階層区分		対象者別の一部自己負担の月額限度額		
		入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合
A	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0	0
B	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500	2,250	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	6,900	3,450	
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	8,500	4,250	
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	11,000	5,500	
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	18,700	9,350	
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	23,100	11,550	

出所：厚労省「特定疾患治療研究事業実施要領」